



宇多津町景観計画

【ガイドライン】

平成 24 年 4 月
宇多津町



目 次

序章 概要	1
I ガイドラインの概要	2
I-1. 目的	2
I-2. 構成	2
第1章 手続き	3
I 事前協議、届出、審査等	4
I-1. 手続きフロー	4
I-2. 事前協議、届出、審査等の流れ	5
II 届出等書類・添付図書	7
II-1. 届出等書類	7
II-2. 添付図書	8
1) 行為の届出	8
2) 行為の完了・中止届	11
第2章 届出の対象	13
I 対象区域	14
I-1. 景観計画区域（町全域）	14
I-2. 景観形成重点区域（古街周辺地区）	15
II 対象行為	16
II-1. 届出の必要な行為	16
II-2. 届出の必要のない行為	17
第3章 景観形成基準	19
I 景観形成基準の考え方	20
II 景観形成基準【景観法第8条第2項】	20
II-1. 景観形成重点区域以外の区域	20
II-2. 景観形成重点区域【古街周辺地区】	21
III 景観形成のイメージ（参考）	22
IV 景観形成基準の解説	24
IV-1. 共通	24
IV-2. 建築物及び工作物	25
1) 位置・規模	25
2) 形態・意匠	26
3) 色彩	29
4) 素材・緑化など	32
IV-3. 開発行為等	35
資料	37
I 規則様式（記入例）	38
II 宇多津町景観条例	69
II-1. 宇多津町景観条例	69
別表第1 届出を要しない行為（重点区域を除く景観計画区域）（第14条関係）	73
別表第2 届出を要しない行為（重点区域）（第14条関係）	74
II-2. 宇多津町景観条例施行規則	75
別表	79
III 景観法	80

序章 概要



I ガイドラインの概要

I-1. 目的

宇多津町では、平成 23 年 12 月に「宇多津町景観計画」を策定し、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めています。

本ガイドラインは、町民・事業者等のみなさまが、建築物の建築行為、工作物の築造行為、開発行為及び土地形質変更行為（以下「建築等の行為」という。）を行う際に必要となる行為の届出に関する手続のほか、良好な景観の形成について検討していただく際の手引きとして取りまとめています。

I-2. 構成

本ガイドラインの構成は、次のとおりです。

◆序章 概要

ガイドラインの目的、構成

◆第 1 章 手続き

景観法に基づく届出等の手続き、流れ

・事前協議、届出、審査等 ・届出等書類・添付図書

◆第 2 章 届出の対象

届出の必要な区域、行為

・対象区域 ・対象行為

◆第 3 章 景観形成基準

良好な景観形成のための基準等

・景観形成基準の考え方 ・景観形成基準
・景観形成のイメージ（参考） ・景観形成基準の解説

◆資料

届出関係様式、条例・規則、景観法

・規則様式（記入例） ・宇多津町景観条例・施行規則
・景観法

第1章 手続き



I-2. 事前協議、届出、審査等の流れ

① 事前協議【条例第 12 条】

- ②の届出行為のうち景観条例第 12 条に該当するものは、②の届出を行う日の 30 日前までに事前協議が必要です。
- 協議日程は、電話等で事前に予約してください。
- 協議資料は、②の届出に準じ当該行為の内容がわかる書類の正・副各 1 部とし、協議日の 1 週間前までに提出してください。
- 協議内容が景観形成基準に適合しない場合は、必要な助言又は指導を行うことがあります。
- 国の機関や地方公共団体が行う行為については、必要に応じて協議を行います。

② 行為（変更行為）の届出【法第 16 条第 1 項、第 2 項】

- 届出は、当該行為を着手する日の 30 日前までに行う必要があります。
- ①の事前協議をしている場合は、これを反映した内容で届出をしてください。
- 届出書類は次のとおりです。【法第 16 条第 1 項関係】
 - (1)委任状（届出事務を事業者以外の者が行う場合のみ） 1 部
 - (2)届出書面 正・副各 1 部
 - ・景観計画区域内行為届出書（規則様式第 7 号）
 - ・景観計画区域内行為届出書（規則様式第 7 号別紙 1・2・3） ※行為の種類に応じて添付
 - ・景観形成基準適合チェックシート 1・2 ※行為の位置、種類に応じて添付
 - (3)添付図書 正・副各 1 部 ※詳細は「Ⅱ-2. 添付図書」のページ参照
- 変更行為の場合の届出書類は次のとおりです。【法第 16 条第 2 項関係】
 - ・景観計画区域内変更行為届出書（規則様式第 8 号）
 - ・その他当該変更に係る行為の内容がわかる書面及び図書
- 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、届出に代わり通知が必要です。【法第 16 条第 5 項】



- ・建築確認や開発許可などの他法令の許認可に先だって届出されることをお勧めします。（④の助言・指導等により、当該申請内容の変更が必要になる可能性があります）

③ 景観審査

- 届出行為と景観形成基準との適合について審査します。

④ 助言・指導【条例第 19 条】

- 届出行為が景観形成基準に適合しない場合は、助言や指導を行います。

⑤ 勧告・公表【法第 16 条第 3 項、条例第 21 条】

- 届出行為に助言・指導の内容が反映されない場合は、是正のための勧告を行うことがあります。
- 勧告の内容が届出行為に反映されない場合は、氏名、住所、勧告内容等の公表を行うことがあります。

⑥ 適合通知【規則第 12 条】

○審査の結果、届出行為が景観形成基準に適合すると認める場合は、行為制限適合通知書を交付します。

○行為制限適合通知書が交付されたときは、当該通知書に記載された期日まで、行為制限の期間が短縮されます（行為の着手が可能となります）。

※建築確認申請や開発許可など他法令による許認可等が必要なものは、別途その手続きが必要です。

⑦ 行為の完了・中止届【条例第 18 条】

○届出行為を完了又は中止した場合は、速やかに次の書類を提出してください。

- ・ 景観計画区域内行為完了届（規則様式 11 号） 1 部
- ・ 景観計画区域内行為中止届（規則様式 12 号） 1 部
- ・ 添付図書 1 部 ※詳細は、「Ⅱ—2.添付図書」のページ参照

Ⅱ. 届出等書類・添付図書

Ⅱ－1. 届出等書類

届出や申請等の書類は次のとおりです。

【規則様式】

様式第 1 号（第 5 条関係）	景観計画提案団体認定申請書
様式第 3 号（第 6 条関係）	景観計画提案団体認定更新申請書
様式第 5 号（第 8 条関係）	景観計画提案書
様式第 7 号（第 10 条関係）	景観計画区域内行為届出書
別紙 1	（建築物）
別紙 2	（工作物）
別紙 3	（開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更）
様式第 8 号（第 10 条関係）	景観計画区域内変更行為届出書
様式第 9 号（第 11 条関係）	景観計画区域内行為通知書
様式第 11 号（第 13 条関係）	景観計画区域内行為完了届
様式第 12 号（第 13 条関係）	景観計画区域内行為中止届
様式第 14 号（第 16 条関係）	景観重要建造物指定同意書
様式第 16 号（第 18 条関係）	景観重要建造物指定提案書
様式第 19 号（第 20 条関係）	景観重要建造物現状変更行為許可申請書
様式第 22 号（第 21 条関係）	景観重要建造物所有者変更届
様式第 23 号（第 22 条関係）	景観重要建造物現状報告書
様式第 24 号（第 23 条関係）	景観重要樹木指定同意書
様式第 26 号（第 25 条関係）	景観重要樹木指定提案書
様式第 29 号（第 27 条関係）	景観重要樹木現状変更行為許可申請書
様式第 32 号（第 28 条関係）	景観重要樹木所有者変更届
様式第 33 号（第 29 条関係）	景観重要樹木現状報告書
様式第 34 号（第 30 条関係）	都市景観に関する市民団体認定申請書
様式第 36 号（第 31 条関係）	都市景観に関する市民団体認定更新申請書

【関連様式】（様式第 7 号・第 8 号・第 9 号添付用）

- チェックシート 1（景観形成重点区域以外の景観計画区域）
- チェックシート 2（景観形成重点区域）

Ⅱ-2. 添付図書

1) 行為の届出

行為の届出書（規則様式第7号又は第8号）の添付図書は次のとおりです。

◇建築物又は工作物の新築、増築、改築及び移転の場合

図書の種類	記載内容	縮尺
付近見取り図	行為地の位置及び周辺の状況を示す図面。 1.縮尺・方位 2.道路、公園等の公共施設 3.行為地の位置 4.現況カラー写真の撮影位置・方向	1/2,500 以上
現況カラー写真	行為の場所及びその周辺の状況を示す現況写真。 行為の場所と行為の概ねの形状等を示すこと。 敷地が接する道路ごとに2方向以上から撮影すること。 ・景観の連続性、眺望景観等に配慮し、これらの状況がわかるアングル（道路の進行方向に向かって敷地周辺の景観が写ったもの）で撮影。 ・届出に係る建築物又は工作物（完成後）が視認される場所（道路や公園などの公共空間）から撮影。	—
配置図・土地利用計画図	届出に係る建築物又は工作物の状況、既存の建築物又は工作物の状況、外構及び周辺の状況を示す図面。 1.縮尺・方位 2.行為地の形状・高さ・寸法 3.届出に係る建築物又は工作物の配置、形状・寸法 4.行為地と同一敷地にある既存の建築物又は工作物の配置 5.隣地隣接の状況（建物の配置・構造・階層、地盤の高さ） 6.隣接する道路の位置及び幅員 7.現況カラー写真の撮影位置・方向	1/100 程度
断面図	行為前後の敷地の高さ、隣地との高さ関係を示す縦横断面図。 1.縮尺 2.境界位置 3.現況地盤面（細線） 4.計画地盤面 5.法面（がけを含む）又は擁壁等構造物の位置、形状	1/100 程度
隣接する公共空間から敷地に正対する方向の着色姿図	届出に係る建築物又は工作物の状況、各部の仕上げ及び露出する建築設備の状況を示す着色図面。 1.縮尺・方位 2.開口部、建築設備、軒等の位置、形状及び寸法 3.屋根及び壁面等の仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系）） 4.各姿図の鉛直投影立面積の求積図及び算定式	1/50 程度
外構平面図	届出に係る建築物又は工作物の外構を示す図面。 1.縮尺・方位 2.行為地の形状・寸法 3.届出に係る建築物又は工作物の配置 4.行為地と同一敷地にある既存の建築物又は工作物の配置 5.植栽計画（位置・樹種・高さ） 6.外構施設の位置、材料及び面積 7.現況カラー写真の撮影位置・方向	1/100 程度
完成予想図	届出に係る建築物又は工作物の完成予想状況を示す図面。	—

備考 行為の規模により上記の縮尺によりがたい場合は、その規模に応じて適切な縮尺の図面とする。

◇建築物又は工作物の外観の変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更の場合

図書の種類	記載内容	縮尺
付近見取り図	行為地の位置及び周辺の状況を示す図面。 1.縮尺・方位 2.道路、公園等の公共施設 3.目標となる地物 4.行為地の位置 5.現況カラー写真の撮影位置・方向	1/2,500 以上
現況カラー写真	行為の場所及びその周辺の状況を示す現況写真。 行為の場所と行為の概ねの形状等を示すこと。 敷地が接する道路ごとに 2 方向以上から撮影すること。 ・景観の連続性、眺望景観等に配慮し、これらの状況がわかるアングル（道路の進行方向に向かって敷地周辺の景観が写ったもの）で撮影。 ・届出に係る建築物又は工作物（完成後）が視認される場所（道路や公園などの公共空間）から撮影。	—
配置図・土地利用計画図	届出に係る建築物又は工作物の状況、既存の建築物又は工作物の状況、外構及び周辺の状況を示す図面。 1.縮尺・方位 2.行為地の形状・高さ・寸法 3.届出に係る建築物又は工作物の配置、形状・寸法 4.行為地と同一敷地にある既存の建築物又は工作物の配置 5.隣地隣接の状況（建物の配置・構造・階層、地盤の高さ） 6.隣接する道路の位置及び幅員 7.現況カラー写真の撮影位置・方向	1/100 程度
隣接する公共空間から正対する方向の着色姿図であって、変更する部分が含まれるもの	届出に係る建築物又は工作物の変更状況、各部の仕上げ及び露出する建築設備の変更状況を示す着色図面。 1.縮尺・方位 2.寸法 3.開口部、建築設備、軒等の位置、形状及び寸法 4.屋根及び壁面等の仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系）） 5.変更する面（立面全体）の鉛直投影立面積の求積図及び算定式 6.変更する部分の鉛直投影面積の求積図及び算定式	1/50 程度

備考 行為の規模により上記の縮尺によりがたい場合は、その規模に応じて適切な縮尺の図面とする。

◇開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更の場合

図書の種類	記載内容	備考
付近見取図	行為地の位置及び周辺の状況を示す図面。 1.縮尺・方位 2.道路、公園等の公共施設 3.目標となる地物 4.行為地の位置（境界） 5.現況カラー写真の撮影位置・方向	1/2,500 以上
現況カラー写真	行為の場所及びその周辺の状況を示す現況写真。 行為の場所と行為の概ねの形状等を示すこと。 4 方向以上から撮影すること。 ・景観の連続性、眺望景観等に配慮し、行為の場所及び周辺の状況がわかる複数のアングルで撮影。	—
配置図・土地利用計画図	設計図又は施行方法を明らかにする図面。 1.縮尺・方位 2.行為地の位置（境界） 3.法面（がけを含む）又は擁壁等工作物の位置、延長、寸法 4.敷地の形状、現況地盤高及び計画地盤高 5.計画する公園緑地その他公共用の空地の位置、形状規模及び名称 6.縦横断線の位置 7.予定建築物の位置、用途 8.現況線（細線） 9.行為中の景観配慮に関する事項（遮へい物など） 10.現況カラー写真の撮影位置・方向	1/100 程度
断面図	設計図又は施行方法を明らかにする図面。行為地の縦横断面図。 1.縮尺 2.境界位置 3.現況地盤面（細線） 4.計画地盤面 5.法面（がけを含む）又は擁壁等構造物の位置、形状	1/100 程度
植栽計画図	行為地における植栽を明らかにする図面。 1.縮尺・方位 2.行為地の位置（境界） 3.現況における樹木又は樹木の集団の状況（細線） 4.保存する現況樹木、移植する現況樹木 5.植栽計画（位置・樹種・高さ） 6.現況カラー写真の撮影位置・方向	1/100 程度

備考 行為の規模により上記の縮尺によりがたい場合は、その規模に応じて適切な縮尺の図面とする。

2) 行為の完了・中止届

行為の完了・中止届（規則様式第 11 号・第 12 号）の添付図書は次のとおりです。

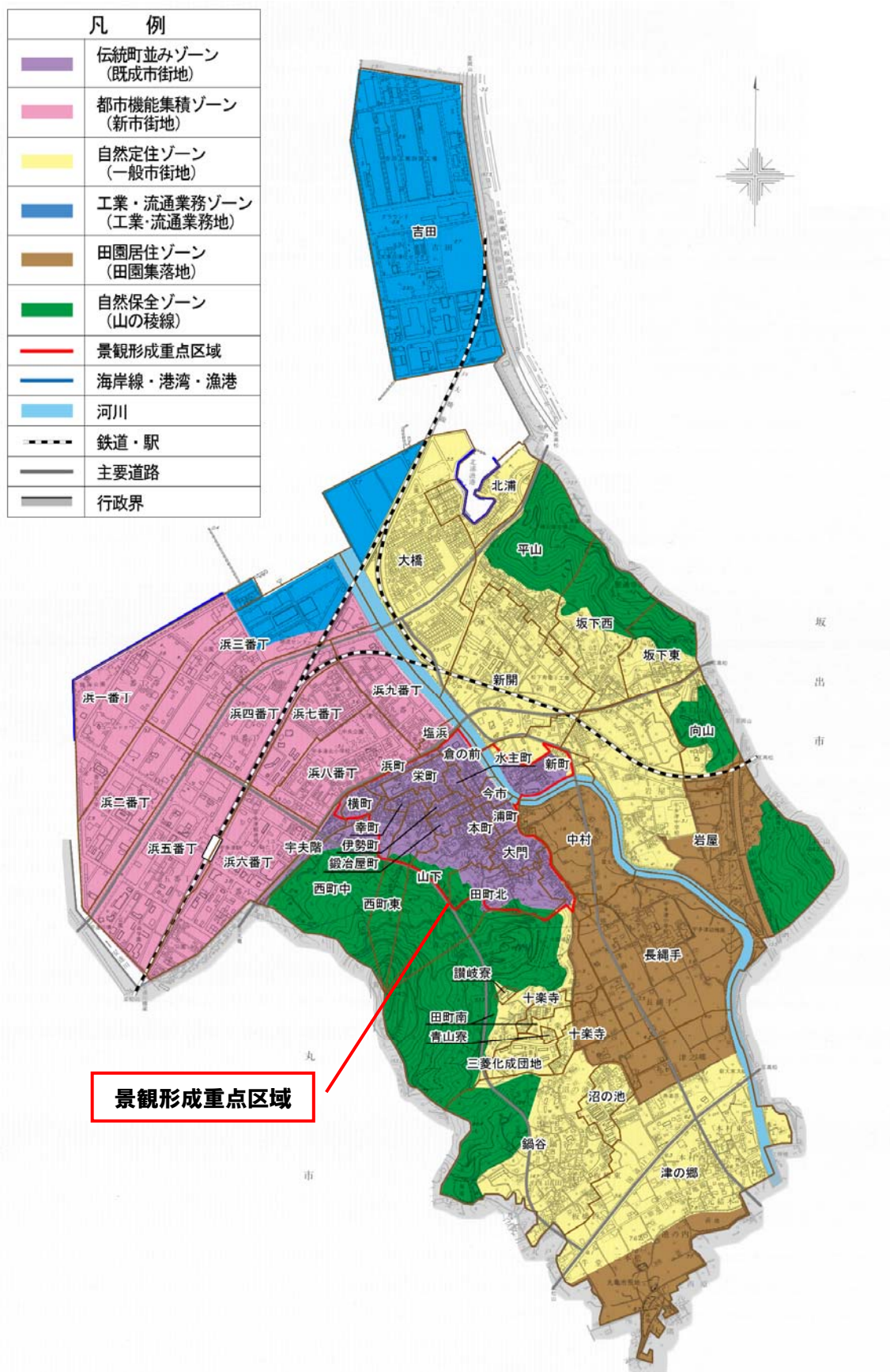
届出行為	添付図書
建築物又は工作物の新築、増築、改築及び移転	法定届出において添付する現況カラー写真と概ね同一範囲を示す行為完了後の写真
	法定届出において添付する立面図にかかる行為完了後の写真
建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	法定届出において添付する現況カラー写真と概ね同一範囲を示す行為完了後の写真
	法定届出において添付する立面図にかかる行為完了後の写真
開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	法定届出において添付する現況カラー写真と概ね同一範囲を示す行為完了後の写真

第2章 届出の対象

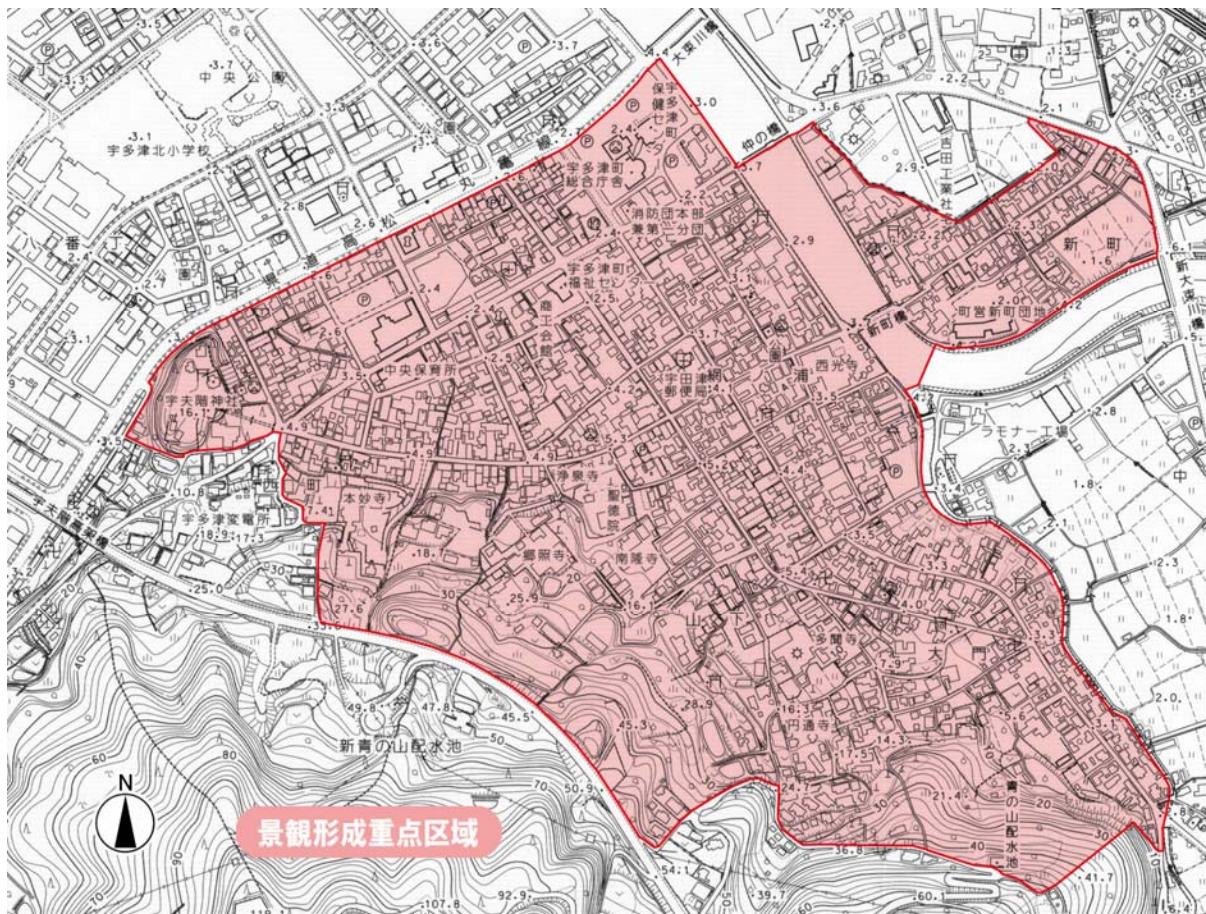


I 対象区域

I-1. 景観計画区域（町全域）



I-2. 景観形成重点区域（古街周辺地区）



Ⅱ 対象行為

Ⅱ-1. 届出の必要な行為

景観計画区域内で次の行為を行う場合は、当該行為着手の日の30日前までに届出が必要です。

届出した内容を変更する場合も同様に、変更の届出が必要です。

届出対象行為			景観計画区域	
			右記以外の区域	景観形成重点区域
法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の建築等	新築、増築、改築及び移転（増改築については、行為後の高さ及び建築面積）	高さ 13m超又は建築面積 1,000 m ² 超（増改築の場合は、当該部分の面積の合計 10 m ² 超）	建築面積（増改築の場合は、当該部分の面積の合計）10 m ² 超
		外観の変更を伴う修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が外観面積の1/2 超	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が外観面積の1/2 超
法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物（建築物を除く）の建設等	①電線、索道用架線その他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）	高さ 20m超	高さ 20m超
		②煙突、排気塔その他これらに類するもの		
		③鉄柱、木柱その他これらに類するもの（①の工作物の支持物を除く。）		
		④広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの		
		⑤電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの		
		⑥高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの		
		⑦観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの		
		⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ 13m超（建築物に付設される場合は、高さ 5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超）又は築造面積 1,000 m ² 超	高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5m超又は築造面積 10 m ² 超
		⑨石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設		
		⑩自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの		
法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為	⑪污水处理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの		
		⑫銅像、記念碑その他これらに類するもの		
		⑬塀、さく、垣（生け垣を除く。）擁壁その他これらに類するもの	高さ 5m超	高さ 2m超
法第16条第1項第4号に掲げる行為		外観の変更を伴う修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が外観面積の1/2 超	上記に該当するもので、当該行為に係る部分の面積の合計が外観面積の1/2 超
法第16条第1項第3号に掲げる行為		土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く）（※条例で定める行為）	土地の面積 1,000 m ² 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 5m超かつ長さ 10 m超	土地の面積 1,000 m ² 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 2m超かつ長さ 10 m超

Ⅱ-2. 届出の必要のない行為

景観計画区域内で行う行為のうち次に掲げる事項に該当するものは、届出の必要はありません【景観法第16条第7項】。

しかしながら、届出の必要のない行為であっても、景観形成基準への適合について可能な限りの協力をお願いします。

- 1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 3 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- 4 景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 5 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ(1)から(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 6 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 7 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 8 第61条第1項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 9 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 10 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 11 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
 ※条例第14条（届出の適用除外）参照

第3章 景觀形成基準

I 景観形成基準の考え方

景観計画区域（町全域）のうち景観形成重点区域を除く区域では、多様な建築物等の立地を許容することが必要となるため、大規模な建築物・工作物や一定規模を超える土地の開発行為などを対象に緩やかな配慮基準を設けています。

一方、歴史・文化などの特色が象徴的であり、良好な景観の形成が特に必要な景観形成重点区域では、小規模な建築物・工作物や一定の規模を超える開発行為などを対象に細やかな配慮基準を設けています。

II 景観形成基準【景観法第8条第2項】

II-1. 景観形成重点区域以外の区域

対象行為	項目	基準
共通	—	・地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ・行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然の保全に配慮すること。 ・優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。 ・歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。 ・尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。
		・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。 ・道路などの公共空間に敷地が接する場合には、境界付近のゆとりある空間の創出に配慮すること。
		・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とする。 ・長大な壁面は、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。 ・屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。
		・基調色はできる限り彩度を抑え、周辺景観と調和した色調とする。 ・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。
建築物及び工作物	位置・規模	・周辺の景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用を配慮すること。 ・経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用を配慮すること。 ・ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。 ・敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。 ・できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。 ・建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ・工事期間中は、周囲の緑化や仮囲いの修景など、周囲の道路からの遮蔽に努める。
	形態・意匠	
開発行為及び土地形質変更行為	色彩	
	素材・緑化など	
開発行為及び土地形質変更行為	方法など	・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。 ・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。 ・造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

Ⅱ-2. 景観形成重点区域【古街周辺地区】

対象行為	項目	基準
共通	—	・地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ・行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然がある場合には、できる限り形状を変えず保全すること。 ・優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。 ・歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。 ・尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。
建築物 及び 工作物	位置・規模	・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。 ・道路などの公共空間に敷地が接する場合には、<u>その境界線からできる限り後退した位置とする</u>。ただし、調和のとれた街並みの連続性が尊重されている地域においては、道路側の壁面を揃えた位置とすることが望ましい。
	形態・意匠	・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とする。 ・長大な壁面はできる限り避け、分節や陰影をつけるなど、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。 ○外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺建築物との調和に配慮すること。 ○壁面や屋根など、街並みの連続性やスカイラインの形成に配慮すること。 ○屋根の形状（勾配など）、向き（妻入り、平入り）、素材などは、街並みの連続性を考慮したものとする。 ・屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。<u>やむを得ない場合は、周辺景観と調和するよう修景や目隠しなどの措置を施すこと。</u> ○屋外広告物の設置はできる限り控えること。<u>やむを得ない場合は、その規模を最小とし、建造物や周辺景観との調和に配慮した景観とする。</u>
	色彩	・基調色はできる限り彩度を抑えるとともに、周辺景観と調和した色調とする。 ○アクセントとして鮮やかな色などを用いる場合は、できるだけ小さな面積とし、<u>周辺景観を損なわないよう配慮すること。</u> ・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。 ○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及び周辺景観との調和に配慮すること。
	素材・緑化など	・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。 ・経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。 ・ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。 ・敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。 ○樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、その保全に努めるとともに、積極的に修景に活かすこと。 ・できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。 ・建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ○地域特性に応じた色温度とし、あかりの統一感の創出に努めること。 ・工事期間中は、周囲の緑化や仮囲いの修景など、周囲の道路からの遮蔽に努める。
開発行為 及び 土地形質 変更行為	方法など	・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。 ・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。 ・造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

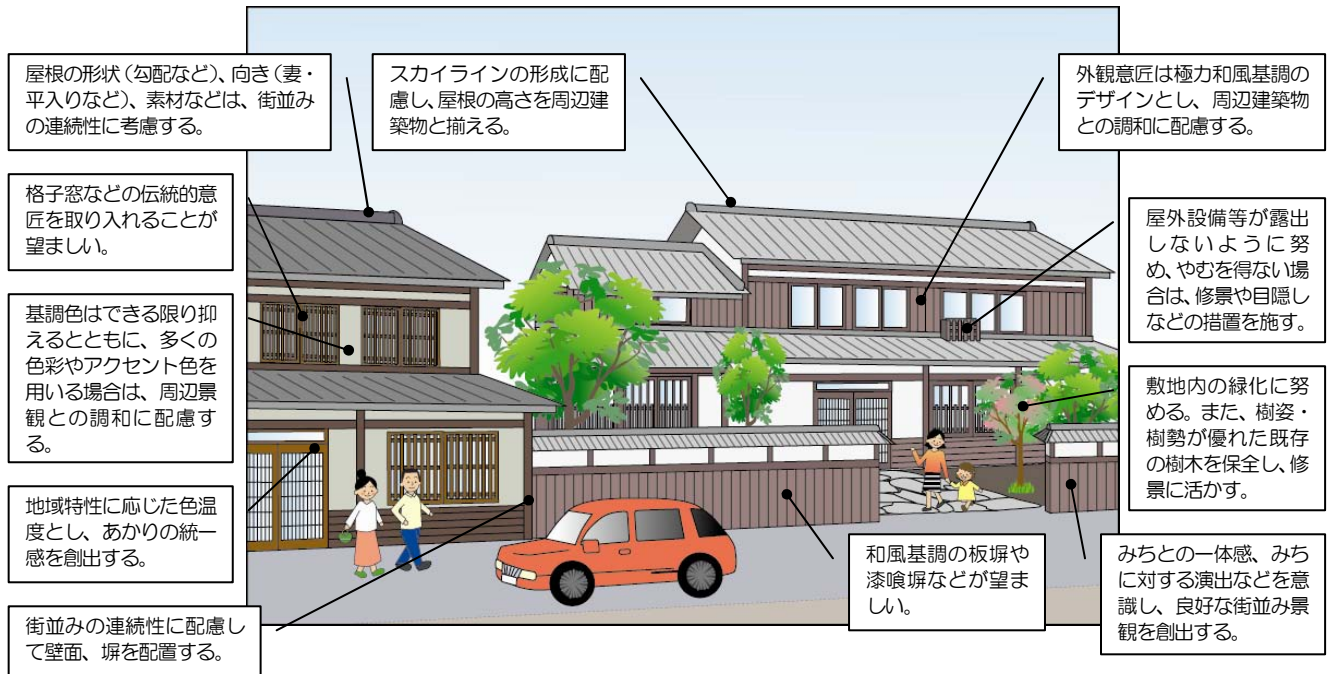


- ・景観形成重点区域では、他の区域に比べより細やかな配慮基準を設定しています。
- ・「下線部分」は、景観形成重点区域において追加・変更している箇所です。

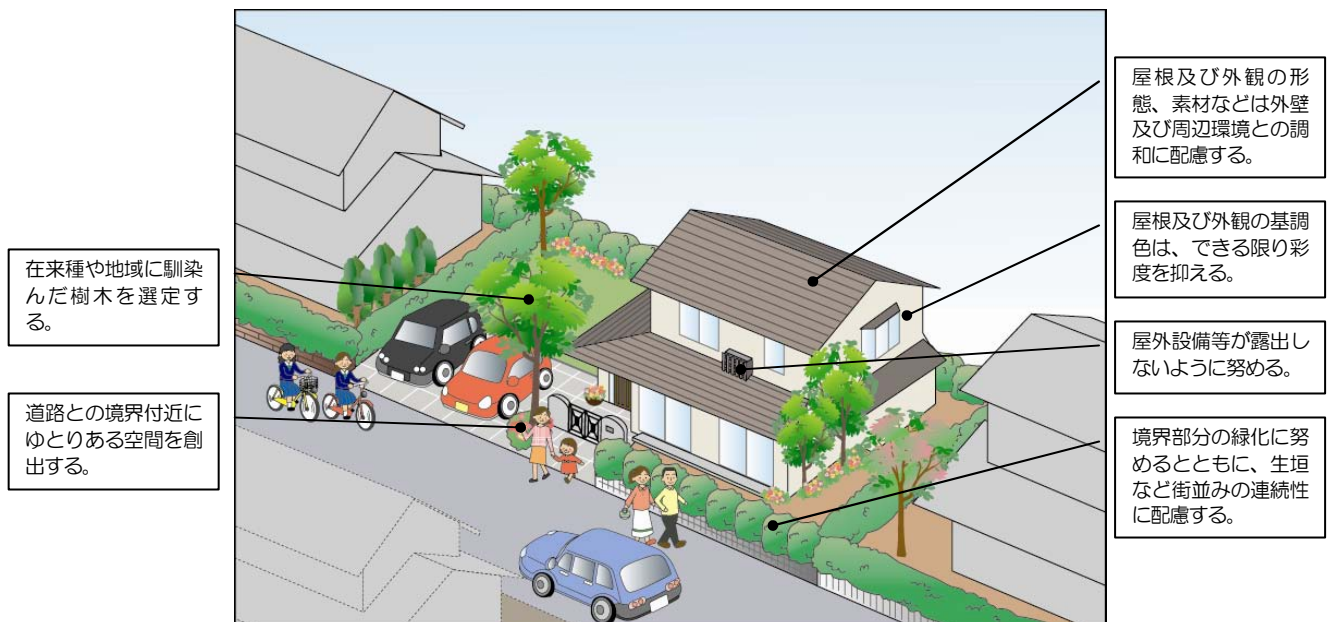
Ⅲ. 景観形成のイメージ（参考）

景観計画に定める景観形成基準が意図する景観イメージ（参考）は、次のとおりです。

【歴史的街並み】



【戸建て住宅】



【集合住宅】

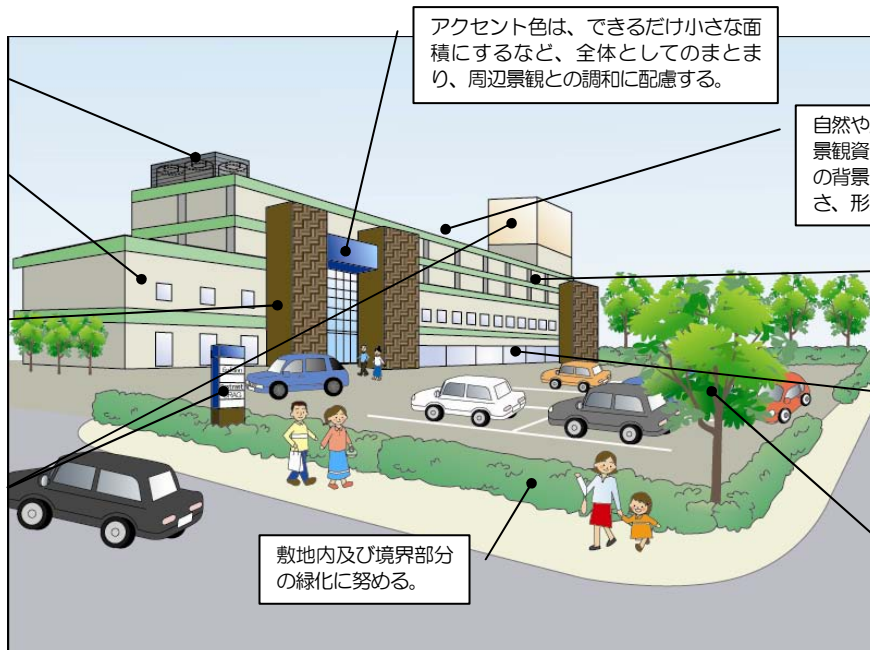
- 自然や歴史的建築物など、優れた景観資源の背景となる場合は、その背景景観を損なわない位置・高さ、形態・意匠とする。
- 長大な壁面は、周囲へ圧迫感を与えない（分節をつけるなど）よう配慮する。
- 在来種や地域に馴染んだ樹木を選定する。
- 道路との境界付近にゆとりある空間を創出する。



- 屋外設備等が露出しないように努める。
- 屋根及び外観の形態、素材などは外壁及び周辺景観との調和に配慮する。
- 屋根及び外観の基調色は、できる限り彩度を抑える。
- 境界部分の緑化に努めるとともに、生垣など街並みの連続性に配慮する。

【大規模商業施設】

- 屋外設備等が露出しないように努める。
- 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とする。
- 長大な壁面は、周囲へ圧迫感を与えない（分節をつけるなど）よう配慮する。
- 屋外広告物はできる限り集約化し、にぎわいの中にも節度が感じられる位置・規模、形態・意匠とする。



敷地内及び境界部分の緑化に努める。

アクセント色は、できるだけ小さな面積にするなど、全体としてのまとまり、周辺景観との調和に配慮する。

- 自然や歴史的建築物など、優れた景観資源の背景となる場合は、その背景景観を損なわない位置・高さ、形態・意匠とする。
- 屋根及び外観の基調色は、できる限り彩度を抑える。
- ガラスなど光沢性のある素材を用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。
- 在来種や地域に馴染んだ樹木を選定する。

IV 景観形成基準の解説

IV-1. 共通

重点区域以外 基準

- ・ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。
- ・ 行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然の保全に配慮すること。
- ・ 優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。
- ・ 歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。
- ・ 尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。

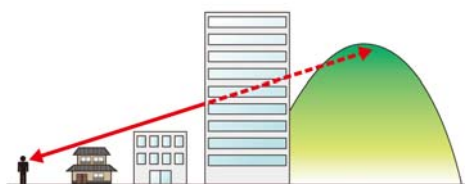
重点区域 基準

- ・ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。
- ・ 行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然がある場合には、できる限り形状を変えず保全すること。
- ・ 優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。
- ・ 歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。
- ・ 尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。

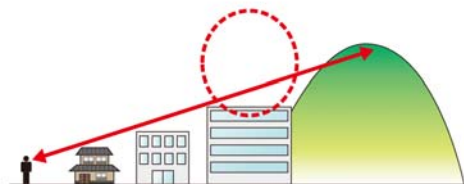


- ・ 周辺景観との【調和】に配慮することが重要です。
- ・ 歴史的建造物や緑など、守り育てるべき大切な景観資源の【景】を阻害しないことが重要です。

【背景景観】



○高層建築物が歴史的建築物の背景を阻害しています。

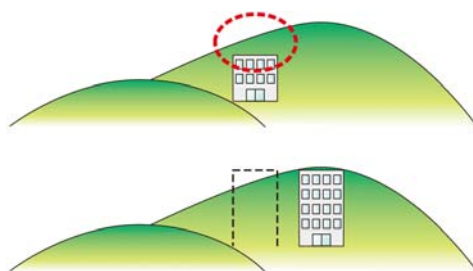


○高さを低くすることにより、歴史的建築物の背景景観に配慮した。

【稜線】



○尾根付近の建築物が稜線を阻害しています。



○高さや位置の工夫により、稜線を阻害しないよう配慮した。

IV-2. 建築物及び工作物

1) 位置・規模

重点区域以外
基準

- ・ 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。
- ・ 道路などの公共空間に敷地が接する場合には、境界付近のゆとりある空間の創出に配慮すること。

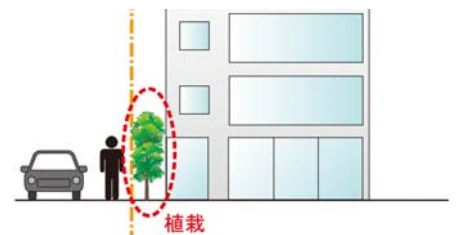
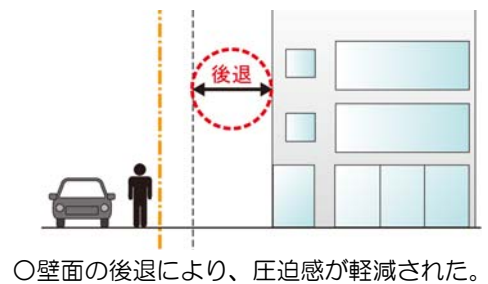
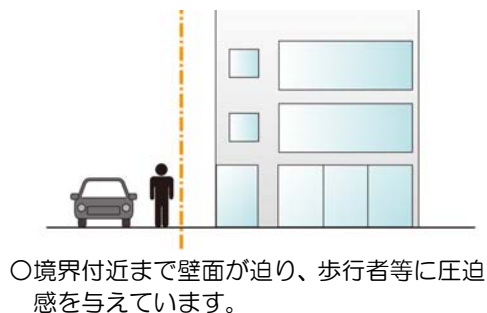
重点区域
基準

- ・ 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。
- ・ 道路などの公共空間に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。ただし、調和のとれた街並みの連続性が尊重されている地域においては、道路側の壁面を揃えた位置とすることが望ましい。

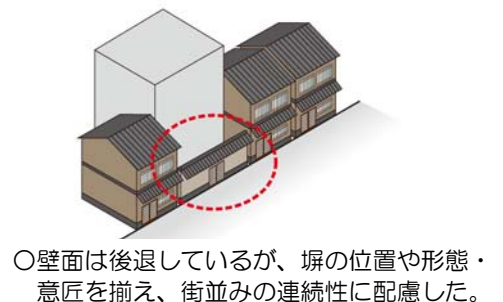
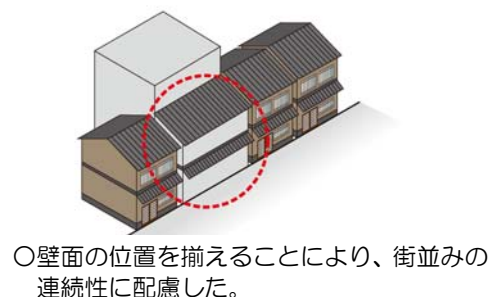
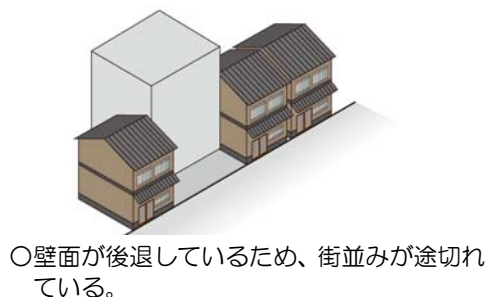


- ・ 視点場（公共空間）からの【見え方】に配慮することが重要です。
- ・ 公共空間との境界線から建築物を後退させることで、歩行者等に圧迫感を与えないことが重要です。ただし、街並みの連続性がある場合は、周辺との調和が重要です。

【壁面の後退】



【壁面（街並みの連続性）】



2) 形態・意匠

重点区域以外 基準

- ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とすること。
- ・長大な壁面は、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。

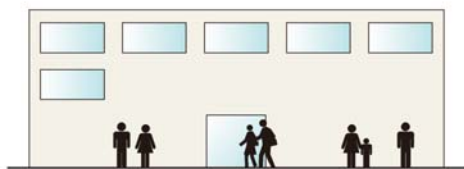
重点区域 基準

- ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とすること。
- ・長大な壁面はできる限り避け、分節や陰影をつけるなど、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。

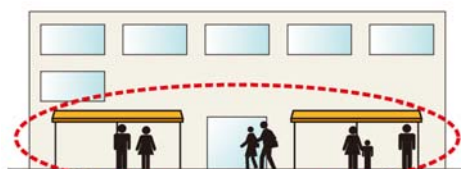


- ・周辺景観との【まとまり・調和・連続性】に配慮することが重要です。
- ・無機質な壁面を連続、大規模化させることは、殺伐とした雰囲気を出しただけでなく、周囲への圧迫感を与えます。分節や陰影、壁面の後退、植栽の配置などの工夫により、景観に変化をつけ、周囲への圧迫感を軽減することが重要です。

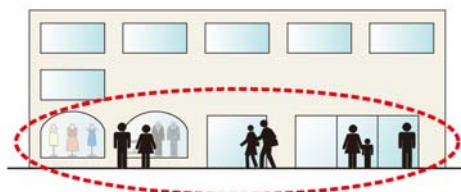
【長大な壁面】



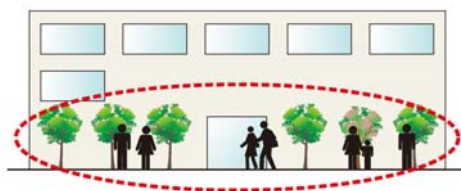
○無機質な壁面が連続、大規模化することで、歩行者に圧迫感を与えている。



○庇の設置など、壁面を分節化することにより、圧迫感が軽減された。



○開口部を設けることにより、壁面の変化、陰影がつき、圧迫感が軽減された。



○植栽を設けることにより、圧迫感が軽減された。

重点区域以外
基準重点区域
基準

- 外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺建築物との調和に配慮すること。
- 壁面や屋根など、街並みの連続性やスカイラインの形成に配慮すること。
- 屋根の形状（勾配など）、向き（妻入り、平入り）、素材などは、街並みの連続性を考慮したものとする。



- ・周辺景観との【まとまり・調和・連続性】に配慮することが重要です。
- ・歴史的な街並みでは、外観意匠や壁面の位置、高さ、屋根の形状・向きなどの連続性に配慮することが重要です。

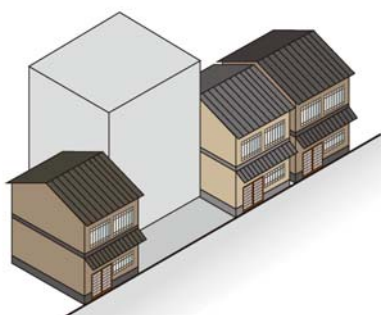
【外観】



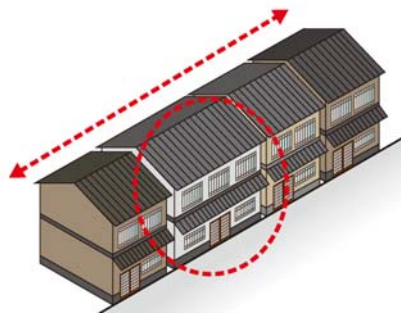
○和風の街並みに調和しない形態・意匠により、街並みの連続性が途切れています。



○和風基調の形態・意匠とすることにより、街並みの連続性に配慮した。



○壁面や屋根の位置や形態・意匠が街並みと調和せず、連続性が途切れています。



○壁面の位置、屋根の高さや形態・意匠を揃えることにより、街並みの連続性に配慮した。



○屋根の形状や向きが違うため、街並みの連続性が途切れています。



○屋根の形状や向きを揃えることにより、街並みの連続性に配慮した。

重点区域以外
基準

・屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。

重点区域
基準

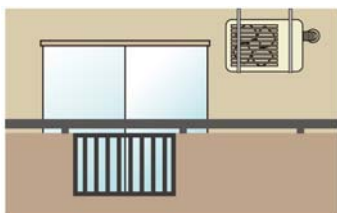
・屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。やむを得ない場合は、周辺景観と調和するよう修景や目隠しなどの措置を施すこと。

○屋外広告物の設置はできる限り控えること。やむを得ない場合は、その規模を最小とし、建造物や周辺景観との調和に配慮した景観とすること。

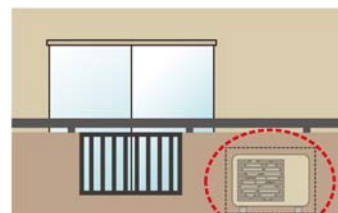


- ・屋外設備や付帯設備などは、できる限り目立たないように配慮することが重要です。
- ・屋外広告物は、周辺景観に配慮した規模、デザイン、色彩とすることが重要です。

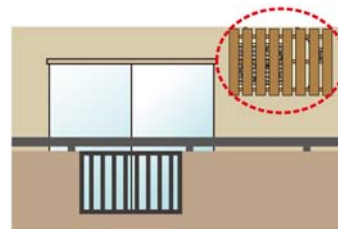
【屋外設備等】



○屋外設備が露出しています。



○屋外設備を据え置きにすることにより、目立ちにくいように配慮した。



○屋外設備を目隠しで覆うことにより、目立たないように配慮した。

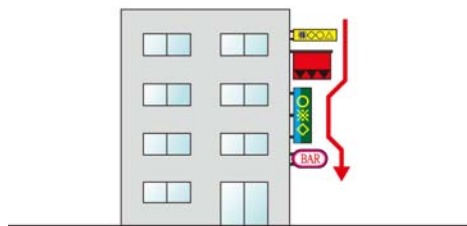
【屋外広告物】



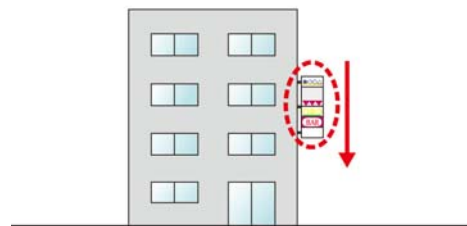
○大きな広告物が屋上に設置されています。



○規模を抑えて壁面に設置し、色彩も抑えた広告物とした。



○軒下広告物の大きさ、色彩が揃っていません。



○軒下広告物を集約し、大きさや色彩を揃えた。

3) 色彩

重点区域以外
基準

- ・基調色はできる限り彩度を抑えとともに、周辺景観と調和した色調とすること。
- ・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。

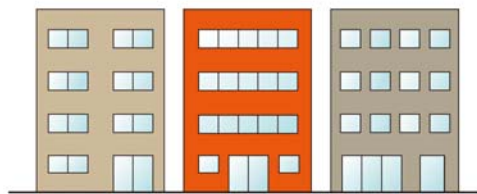
重点区域
基準

- ・基調色はできる限り彩度を抑えとともに、周辺景観と調和した色調とすること。
- アクセントとして鮮やかな色などを用いる場合は、できるだけ小さな面積とし、周辺景観を損なわないよう配慮すること。
- ・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。
- 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及び周辺景観との調和に配慮すること。

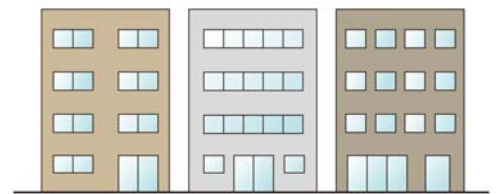


- ・周辺景観との【まとまり・調和・連続性】に配慮することが重要です。
- ・特に重点区域においては、彩度を抑えた落ち着いた色彩とすることが重要です。

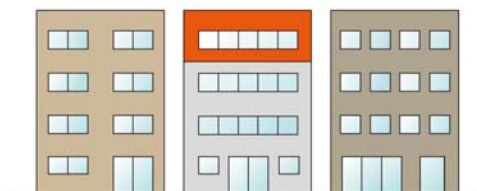
【色彩】



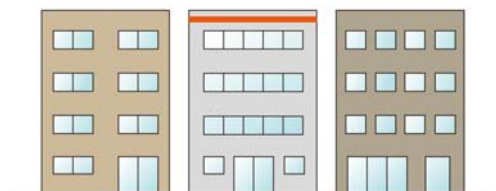
○基調色に派手な色彩を使用し、街並みとの調和が図れていません。



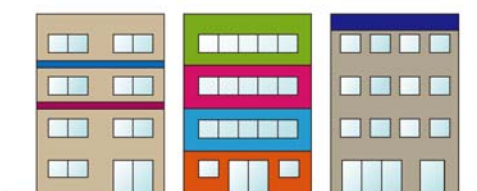
○基調色の彩度を抑え、周辺景観との調和に配慮した。



○アクセント色の面積が大きく、突出した景観となっています。



○アクセント色の面積を小さくすることで、周辺景観への影響を少なくした。



○アクセント色の数、面積が大きく、突出した景観となっています。



○アクセント色の数を控え、面積を小さくすることで、周辺景観への影響を少なくした。

◆色彩基準 <参考>

参考までに、使用が望ましい色（色彩の範囲）を国際的な色表系として日本工業規格（JIS）にも採用されている「マンセル表色系」を用いて、次に示します。

ただし、この範囲内であればどのような色彩でも良いということではありません。

実際には、対象となる建築物等の壁面の大きさや形態、デザイン、素材などをもとに、周辺景観との調和を十分に考慮して色彩を選択することが重要です。

区域	色相	明度	彩度
重点区域以外	—	—	—
重点区域	R（赤）・Y R（黄赤）	—	6 以下
	Y（黄）	—	4 以下
	その他	—	2 以下

※ 自然素材（木材、石材、漆喰、土塀や珪藻土などで素材に人為的な手を加えていないもの）や無着色のガラス材等によって仕上げられる部分の色彩を除く

■マンセル表色系

マンセル表色系は、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって色彩を正確に表現するものです。

■色相(Hue)

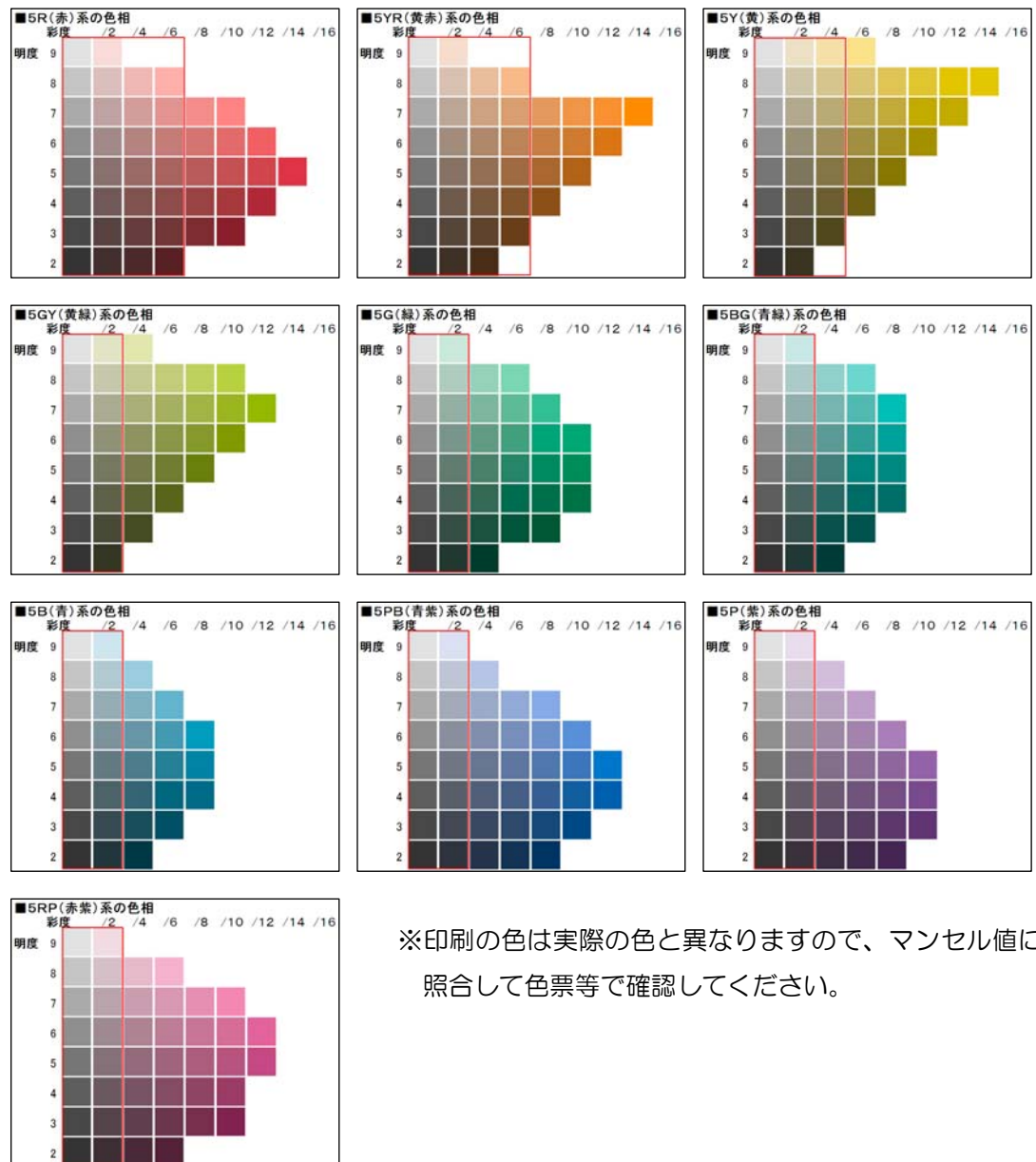
- ・色合い（色の種類）を表すものです。
- ・赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)の5つの基本色相と、その中間にある黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の5つの中間色相を加えた10の色相が基本になります。

■明度(Value)

- ・明るさを表すものです。
- ・理論上の明るさを0から10の数値で示します。
- ・暗い色ほど数値は小さく、明るい色ほど数値は大きくなります。実際には最も明るい白が明度9.5程度であり、最も暗い色は1.0程度です。

■彩度(Chroma)

- ・鮮やかさを表すものです。
- ・0から14までの数値で示します。
- ・白、黒、灰色など無彩色の彩度は0で、色味が増すに従い数値は大きくなります。
- ・最も鮮やかな彩度（最高彩度）は色相により異なり、赤・黄系の場合は8～10程度、青系の場合は8～10程度となっています。



※印刷の色は実際の色と異なりますので、マンセル値に照合して色票等で確認してください。

4) 素材・緑化など

重点区域以外 基準

- ・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。
- ・経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。
- ・ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。

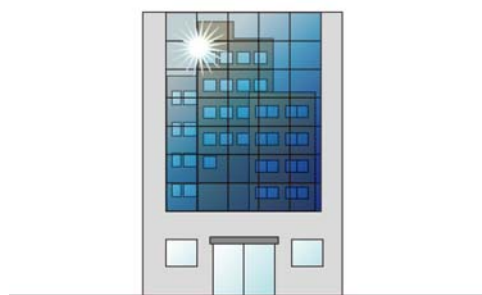
重点区域 基準

- ・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。
- ・経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。
- ・ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。

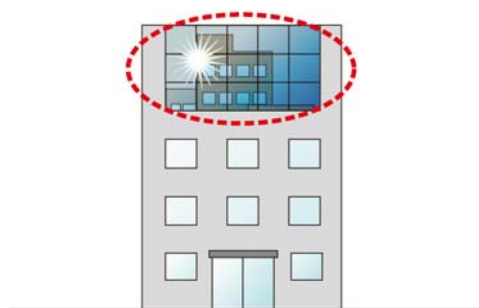


- ・地域に根づいた素材を使用することにより、地域景観に馴染みやすくなります。
- ・経年変化を踏まえた素材選びが重要です。

【ガラス】



○光沢性のあるガラスを全面に使用しています。



○ガラスの使用面積を抑えることにより、周辺景観へ配慮した。

重点区域以外
基準

- ・敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。
- ・できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。
- ・建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。

重点区域
基準

- ・敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。
- 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、その保全に努めるとともに、積極的に修景に活かすこと。
- ・できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。
- ・建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。

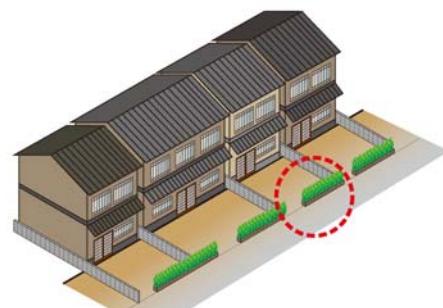


- ・緑は、無機質で殺伐とした景観を和らげる高い効果があります。
- ・植栽等により、半公共空間である境界付近の景観に配慮することが重要です。

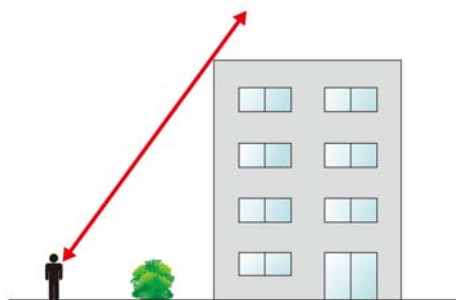
【緑化】



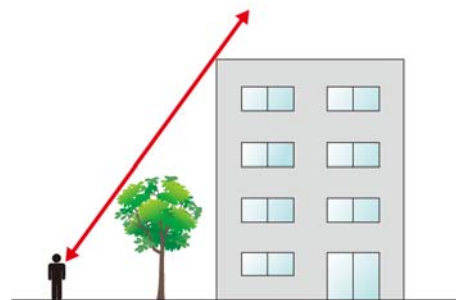
○周りの住宅に比べ、植栽の位置が後退しています。



○植栽の位置を揃えることで、周辺と調和するとともに、街並みが連続します。



○低木植栽のため、歩行者に圧迫感を与えています。



○樹木の高さを工夫することにより、歩行者の圧迫感が軽減される。

**重点区域以外
基準**

- ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。
- ・工事期間中は、周囲の緑化や仮囲いの修景など、周囲の道路からの遮蔽に努める。

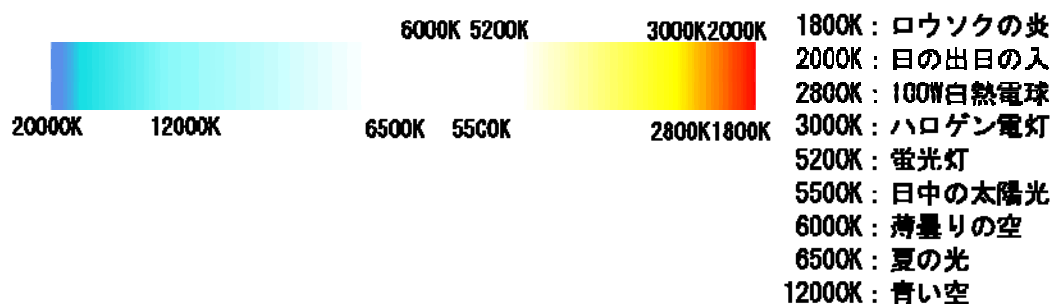
**重点区域
基準**

- ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。
- 地域特性に応じた色温度とし、あかりの統一感の創出に努めること。
- ・工事期間中は、周囲の緑化や仮囲いの修景など、周囲の道路からの遮蔽に努める。



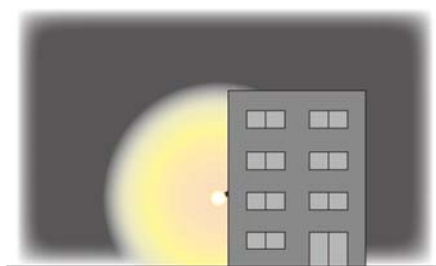
- ・色温度（いろおんど）とは、ある光源が発している光の色を定量的な数値で表現する尺度（単位）で、単位には熱力学的温度のK（ケルビン）を用います。色温度が高いほど青っぽく、低いほど赤っぽくなります。
- ・日の出（朝日）や日の入（夕日）の色温度はおおむね 2000K、普通の太陽光線は 5000～6000K です。

【色温度】



※このカラーチャートは概略図であり、特に物体を特定して色温度を計算したものではありません。

【照明】



○過剰な光が散乱し、夜間景観を損なっています。



○光源をフードで覆うことにより、光の散乱を防止した。

IV-3. 開発行為等

重点区域以外
基準

- ・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。
- ・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。
- ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。
- ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
- ・造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

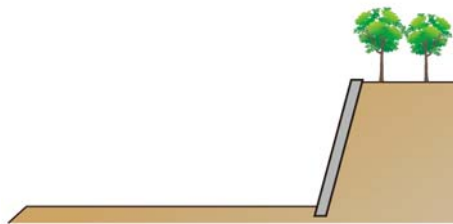
重点区域
基準

- ・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。
- ・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。
- ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。
- ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
- ・造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

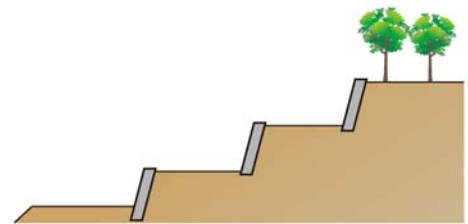


- ・開発行為等においては、地形や樹木など、できる限り現況を活かしたものとすることが重要です。

【長大な擁壁】

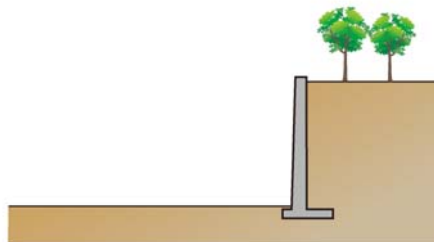


○長大な擁壁により、現況地形が大きく変化しています。

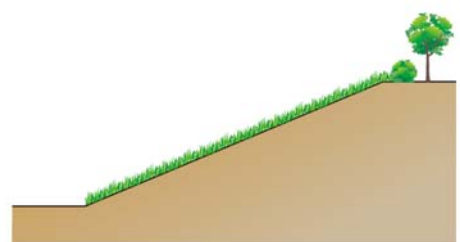


○擁壁の規模を小さくし、現況地形を活かした造成計画とした。

【法面】



○直立した擁壁により、圧迫感が感じられる。



○緩やかな法面により、圧迫感を軽減し、植栽を施すことで景観に配慮した。



I 規則様式（記入例）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宇多津町長

様

団体の名称
申請者 代 表 者
所 在 地
電 話

印

景観計画提案団体認定申請書

宇多津町景観条例第10条の規定による景観計画の提案団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の活動の目的	まちづくりに関心のある様々な分野、立場の専門家等が協力・連携し、広汎かつ多角的な視点に立って、まちづくりに係る政策提言、調査・研究、技術・ノウハウの提供、普及啓発・人材育成等の活動を行うことにより、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。		
団体の主たる活動内容	まちづくり全般		
構成員数（うち、町内に住所を有する者）	50 人 （ 35 人）		
添付書類	☒ 規約等 ☒ 活動地域を示す図書 ☒ 活動の実績を証する書面 ☐ その他町長が必要と認めるもの		
※受付欄		※処理欄	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

宇多津町長

様

団体の名称
申請者 代 表 者
所 在 地
電 話

印

景観計画提案団体認定更新申請書

宇多津町景観条例第10条の規定による景観計画の提案団体の認定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

認定年月日	20●●年 ●月 ●日		
認定番号	●● 号		
構成員数（うち、町内に住所を有する者）	50 人 （ 35 人）		
添付図書	☒ 規約等 ☒ 活動地域を示す図書 ☒ 活動の実績を証する書面 ☐ その他町長が必要と認めるもの		
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 5 号（第 8 条関係）

景観計画提案書

年 月 日

宇多津町長

様

提案者 住所
氏名
電話 印

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 11 条の景観計画の提案について、次のとおり提出します。

景観計画の名称	宇多津町景観計画		
提案区域	宇多津町全域		
面積	●●km²		
提案者の資格	☐ 法第11条第 1 項の土地所有者等 ☐ 法第11条第 2 項の法人 ☒ 法第11条第 2 項の団体（条例第10条の認定団体）		
提案の理由	●●●		
提案内容の概要	●●●		
添付図書	☒ 景観計画の素案 ☒ 法第11条第 3 項の同意を得たことを証する書類		
※ 受付 欄			※ 処理 欄

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第7号（第10条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

宇多津町長

様

住所
届出者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第16条第1項の規定による届出について、次のとおり届け出ます。

条例第12条の事前協議の有無		☒ 有（20●●年 ●月 ●日） ・ ☐ 無	
行為の種類	☒ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 建物用途（ 共同住宅（30戸） ）	
	☐ 工作物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 工作物の種類（ ）	
	☐ 開発行為	目的	
	☐ 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の採取その他の土地の 形質の変更		
行為の場所		宇多津町 ●● 番地 景観形成重点区域 ☒ 区域内 ☐ 区域外	
設計者の住所・氏名		住所 香川県●●市●●町●●番地 氏名 ●●設計事務所 宇多津 太郎 （電話 ●-●-● ）	
施工者の住所・氏名		住所 香川県●●市●●町●●番地 氏名 ●●建設 宇多津 花子 （電話 ●-●-● ）	
工事計画	着手予定	20●● 年 ● 月 ● 日	
	完了予定	20●● 年 ● 月 ● 日	
※ 受付 欄			※ 処理 欄

- 備考
- 1 該当する項目の□内に✓印を付けてください。
 - 2 条例施行規則別表第1に定める図書を行為の種類に応じて添付してください。
 - 3 別紙1、別紙2又は別紙3を行為の種類に応じて添付してください。
 - 4 チェックシート1又はチェックシート2を行為の場所に応じて添付してください。
 - 5 ※印の欄は記入しないでください。

別紙 1 (建築物)

行為の種類	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更		
建物用途	共同住宅 (30戸)		
最高の高さ	16 m (屋上に設置する建築設備を含む最高の高さ 18 m)		
階数	地上 6 階 地下 1 階		
構造	RC 造 一部 造		
	届出部分	既存部分	合計
敷地面積	2.300 m ²	0 m ²	2.300 m ²
建築面積	1.100 m ²	0 m ²	1.100 m ²
延べ面積	7.200 m ²	0 m ²	7.200 m ²
外観面積	m ²	m ²	m ²
屋根	仕上方法	陸屋根 一部スレート	(色彩見本貼付欄) 
	※色彩	5P3/1	
外壁	仕上方法	外壁パネル 一部天然石	(色彩見本貼付欄) 
	※色彩	2.5Y8.5/1.5	
屋上に設置する建築設備	☐ 換気 ☐ 排煙 ☐ 非常用照明 ☐ 昇降機 ☐ 消火 ☒ 給排水 ☐ 避雷 ☐ その他 () 高さ 2 m		
緑化の措置	道路境界付近に生垣 (ドウダンツツジ)、敷地内に高木植栽 (ヤマモモなど) を植栽予定 既存樹木はなし (保全措置なし)		
備考	目隠し板による屋外設備の遮へい		

- 備考 1 この書面は、棟ごとに作成してください。
- 2 該当する項目の□内に✓印を付けてください。
- 3 「外観面積」欄は、外観の変更の場合に、変更する立面の鉛直投影立面積（建物を真横からみた面積）を記入してください。
- 4 ※印欄は、マンセル値を記入してください。
- 5 「緑化の措置」欄は、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の樹木の有無及び保全措置を記入してください。
- 6 記入欄のスペースが足りない場合は、「別紙のとおり」と記載のうえ別紙を添付してください。

別紙2（工作物）

行為の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☒ 外観の変更		
工作物の種類	広告塔（建築物の屋上に設置）		
最高の高さ	工作物の高さ（ 3 m） 地上からの高さ（ 16 m）		
構造	●●造		
敷地面積	1,800 m ²		
	届出部分	既存部分	合計
築造面積	m ²	m ²	m ²
外観面積	15 m ²	5 m ²	20 m ²
長さ	m	m	m
工作物	仕上方法	（色彩見本貼付欄） 	
※色彩	基調色 2.5Y8.5/1.5		
仕上方法	（色彩見本貼付欄） 		
※色彩			アクセント色 5R5/15
緑化の措置	特になし		
備考	アクセント色の面積をできるだけ小さくした。		

- 備考
- この書面は、工作物ごとに作成してください。
 - 該当する項目の□内に✓印を付けてください。
 - 「工作物の種類」欄は、条例施行規則第2条の種類を記載してください。
 - 「外観面積」欄は、外観の変更の場合に、変更する立面の鉛直投影立面積（工作物を真横からみた面積）を記入してください。
 - 条例施行規則第2条第13号に掲げる工作物（塀、さく、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの）の場合は、「長さ」の欄を記入してください。
 - ※印欄は、マンセル値を記入してください。
 - 「緑化の措置」欄は、敷地内の樹木の樹種、本数、既存の樹木の有無及び保全措置を記入してください。
 - 記入欄のスペースが足りない場合は、「別紙のとおり」と記載のうえ別紙を添付してください。

別紙3 (開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更)

区域面積	2.000 m ²		
行為地の土地利用現況	畑		
隣接地の土地利用現況	住宅地		
隣接地との土地高低差	☒ 有 ☐ 無		
	最低高低差	-1.0 m	最高高低差 +0.5 m
土地高低差処理方法	☒ 擁壁 ☐ 法面		
	高さ	長さ	勾配
法面又は擁壁	0.5 m	10 m	1 : 0.3
法面又は擁壁の仕上方法	石積み擁壁		
既存木竹の有無	☒ 有 ☐ 無		
既存木竹の処理方法	樹姿・樹勢に優れた樹木はなく、全て伐採とした。		
緑化の措置	宅地造成であり、造成時点では植栽の計画はない。		
備考	景観に配慮して、擁壁を石積みとした。		

- 備考 1 該当する項目の□内に✓印を付けてください。
- 2 「隣接地との土地高低差」欄は、行為地が隣接地より低い場合は「(-) マイナス」表示、高い場合は「(+) プラス」表示で高さの差を記入してください。
- 3 「法面又は擁壁の仕上方法」欄は、種子吹き付け・石積擁壁など具体的に記入してください。
- 4 「既存の木竹の処理方法」欄は、処分や保全措置の内容を具体的に記入してください。
- 5 「緑化の措置」欄は、敷地内の樹木の樹種、本数を記入してください。
- 6 記入欄のスペースが足りない場合は、「別紙のとおり」と記載のうえ別紙を添付してください。

様式第8号(第10条関係)

景観計画区域内変更行為届出書

年 月 日

宇多津町長

様

住所
届出者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第16条第2項の規定による届出について、次のとおり届け出ます。

届 既 出 存	届出日		20●● 年 ● 月 ● 日	
	適合通知書	番号	第 ●● 号	
		通知日	20●● 年 ● 月 ● 日	
行為の 種類	☒ 建築物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更		
	☐ 工作物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更		
	☐ 開発行為			
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更			
行為の場所		宇多津町 ●● 番地		
		景観形成重点区域 ☒ 区域内 ☐ 区域外		
変更の概要		1,100㎡で届出をしていた建築面積を、1,200㎡に変更。		
変更の理由		施主の都合による		
※受 付 欄			※処 理 欄	

- 備考
- 1 該当する項目の□内に✓印を付けてください。
 - 2 条例施行規則別表第1に定める図書のうち、当該変更の内容を明らかにする図書を添付してください。
 - 3 別紙1、別紙2又は別紙3を行為の種類に応じて添付してください。
 - 4 チェックシート1又はチェックシート2を行為の場所に応じて添付してください。
 - 5 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第9号（第11条関係）

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

宇多津町長

殿

住所
通知者 氏名
電話

印

景観法第16条第1項に掲げる行為について、同条第5項の規定により次のとおり通知します。

行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 建物用途（ 公共施設 ）	
	☐ 工作物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 工作物の種類（ ）	
	☐ 開発行為	目的	
	☐ 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の採取その他の土地の 形質の変更		
行為の場所		宇多津町 ●● 番地 景観形成重点区域 ☒ 区域内 ☐ 区域外	
設計者の住所・氏名		住所 香川県●●市●●町●●番地 氏名 ●●設計事務所 宇多津 太郎 （電話 ●-●-● ）	
施工者の住所・氏名		住所 香川県●●市●●町●●番地 氏名 ●●建設 宇多津 花子 （電話 ●-●-● ）	
工事計画	着手予定	20●● 年 ● 月 ● 日	
	完了予定	20●● 年 ● 月 ● 日	
※ 受付欄			※ 処理欄

- 備考
- 1 該当する項目の□内に✓印を付けてください。
 - 2 条例施行規則別表第1の図書に準ずる図書を行為の種類に応じて添付してください。
 - 3 別紙1、別紙2又は別紙3を行為の種類に応じて添付してください。
 - 4 チェックシート1又はチェックシート2を行為の場所に応じて添付してください。
 - 5 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 11 号（第 13 条関係）

景観計画区域内行為完了届

年 月 日

宇多津町長

様

住所
届出者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 16 条の届出行為が完了したので、宇多津町景観条例第 18 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

行為の種類	☒ 建築物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更
	☐ 工作物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更
	☐ 開発行為	
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	
行為の場所	宇多津町 ●● 番地 景観形成重点区域 ☒ 区域内 ☐ 区域外	
条例第12条の事前協議の有無	☒ 有 （ 20●● 年 ● 月 ● 日 ） ・ ☐ 無	
法第16条第1項の規定による届出	20●● 年 ● 月 ● 日	
法第16条第2項の規定による届出	年 月 日	
条例施行規則第12条の規定による行為制限適合通知	20●● 年 ● 月 ● 日 （ 第 ●● 号 ）	
行為の完了日	20●● 年 ● 月 ● 日	
※受付欄		※処理欄

- 備考
- 1 該当する項目の□内に✓印を付けてください。
 - 2 この届出書には、次の写真を添付してください。
 - ① 法第16条第1項又は第2項の届出の際に添付した現況カラー写真と概ね同一範囲を示す行為完了後の写真
 - ② 建築物、工作物にあつては、上記のほか、法第16条第1項又は第2項の届出の際に添付した立面図に係る行為完了後の写真
 - 3 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 12 号（第 13 条関係）

景観計画区域内行為中止届

年 月 日

宇多津町長

様

住所
届出者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 16 条の届出行為を中止したので、宇多津町景観条例第 18 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

行為の種類	☒ 建築物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更
	☐ 工作物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更
	☐ 開発行為	
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	
行為の場所	宇多津町 ●● 番地	
	☒ 景観形成重点区域内 ☐ 景観形成重点区域外	
条例第12条の事前協議の有無	☒ 有 (20●●年 ●月 ●日) ・ ☐ 無	
法第16条第1項の規定による届出	20●●年 ●月 ●日	
法第16条第2項の規定による届出	年 月 日	
条例施行規則第12条の規定による行為制限適合通知	20●●年 ●月 ●日 (第 ●● 号)	
行為の中止日	20●●年 ●月 ●日	
※受付欄		※処理欄

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 14 号（第 16 条関係）

景観重要建造物指定同意書

年 月 日

宇多津町長

様

住所
同意者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定について、次のとおり同意します。

建築物の名称	宇多津 邸		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
同意理由	宇多津町の財産として、後世に承継する必要があるため。		
備考			
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 16 号（第 18 条関係）

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

宇多津町長

様

住所
提案者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観重要建造物の指定について、景観法第 20 条第 項の規定に基づき次のとおり提案します。

建造物の名称	宇多津 邸		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
所有者	住所	宇多津町 ●● 番地	
	氏名	宇多津 太郎	
建造物の特徴	町家造り		
提案の理由	港町時代の商家であり、伝統的な「町家造り」のたたずまいを今に残す建造物であるため。		
添付図書	☒ 建造物の敷地、位置、敷地周辺の状況を示す図面（縮尺2,500分の1以上） ☒ 建造物等を道路その他の公共の場所から撮影した写真 ☒ 法第20条第1項の合意又は第2項の同意を得たことを証する書類		
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

備考 1 「建造物の特徴」欄は、建造年、設計者、外観の特徴などを具体的に記入してください。
2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 19 号（第 20 条関係）

（表）

景観重要建造物現状変更行為許可申請書

年 月 日

宇多津町長

様

住所
申請者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観重要建造物の現状の変更をしたいので、景観法第 22 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

指定番号	第 ●● 号		
指定年月日	20●● 年 ● 月 ● 日		
建造物の名称	宇多津 邸		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
所有者	住所	宇多津町 ●● 番地	
	氏名	宇多津 太郎	
指定の理由となった外観の特徴	伝統的な家屋である「町家造り」		
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	宇多津邸のある敷地（250㎡）		
行為着手予定日	20●● 年 ● 月 ● 日		
行為完了予定日	20●● 年 ● 月 ● 日		
変更の内容等	裏面のとおり		
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

- 備考 1 ※印の欄は記入しないでください。
2 条例施行規則別表第2に定める図書を添付してください。

(裏)

行為の種類		☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 大規模な修繕 ☐ 外観の変更					
行為の内容	用途	住宅		区分	届出部分	既存部分	合計
	構造	木 造		建築面積	30 m ²	100 m ²	130 m ²
		2 階		延べ面積	50 m ²	180 m ²	230 m ²
	仕上げ材料・色彩	区分	仕上げ材料			色彩 (マンセル値)	
		屋根	瓦屋根			5YR2/1 	
		外壁	木材 (杉)			7YR6.6/4.5 	
施工者等	設計者	住所	香川県●●市●●				
		氏名	●●設計事務所 ●● ●●			電話番号	●-●-●
	施工者	住所	香川県●●市●●				
		氏名	●●建設 ●● ●●			電話番号	●-●-●
現状変更を行おうとする理由		居住空間の不足					
他法令による地域、地区等その他必要事項		なし					

様式第 22 号（第 21 条関係）

景観重要建造物所有者変更届

年 月 日

宇多津町長

様

住所
届出者 氏名 印
電話

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

景観重要建造物の所有者を変更したので、景観法第 43 条の規定により次のとおり届け出ます。

指定番号	第 ●● 号	
指定年月日	20●● 年 ● 月 ● 日	
建造物の名称	宇多津 邸	
所在地	宇多津町 ●● 番地	
旧所有者	住所	宇多津町 ●● 番地
	氏名	宇多津 太郎
	連絡先	●-●-●
新所有者	住所	宇多津町 ●● 番地
	氏名	宇多津 花子
	連絡先	●-●-●
所有者変更年月日	20●● 年 ● 月 ● 日	
添付図書	✓ 所有者の変更を証する書類	
備考		

様式第 23 号（第 22 条関係）

景観重要建造物現状報告書

年 月 日

宇多津町長

様

報告者 住所
氏名 印
電話

〔 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

景観法第 45 条の規定による景観重要建造物の現状の報告について、次のとおり提出します。

建造物の名称	宇多津 邸		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
所有者	住所	宇多津町 ●● 番地	
	氏名	宇多津 太郎	
報告事項	経年変化はあるものの、規模・形態・意匠・外観ともに指定当時のままである。		
備考			
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 24 号（第 23 条関係）

景観重要樹木指定同意書

年 月 日

宇多津町長

様

住所
同意者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第 28 条第 1 項の規定による景観重要建樹木の指定について、次のとおり同意します。

名称（樹種）	クスノキ		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
概要	樹高	15 m	
	樹齡	100 年	
	幹周	3.5 m	
同意理由	宇多津町の財産として、後世に承継する必要があるため。		
備考			
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

- 備考
- 1 この書面は、樹木ごとに作成してください。
 - 2 「幹周」欄は、地面から1.2mの高さの幹の周囲の長さを記入してください。
 - 3 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 26 号（第 25 条関係）

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

宇多津町長

様

住所
提案者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観重要樹木の指定について、景観法第 29 条第 項の規定に基づき次のとおり提案します。

名称（樹種）	クスノキ		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
所有者	住所	宇多津町 ●● 番地	
	氏名	宇多津 太郎	
樹容の特徴	樹高が15mあり、景観のシンボルとなっている。		
提案の理由	景観シンボルとして、地区住民に親しまれている。		
添付図書	☒ 樹木の位置、周辺の状況を示す図面（縮尺2,500分の1以上） ☒ 樹木を道路その他の公共の場所から撮影した写真 ☒ 法第29条第1項の合意又は第2項の同意を得たことを証する書類		
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 29 号（第 27 条関係）

（表）

景観重要樹木現状変更行為許可申請書

年 月 日

宇多津町長

様

住所
申請者 氏名 印
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観重要樹木の現状の変更をしたいので、景観法第 31 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

指定番号	第 ●● 号		
指定年月日	20●● 年 ● 月 ● 日		
名称（樹種）	クスノキ		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
所有者	住所	宇多津町 ●● 番地	
	氏名	宇多津 太郎	
指定の理由となった樹容の特徴	樹高が15mあり、景観シンボルとなっている。		
変更行為着手予定日	20●● 年 ● 月 ● 日		
変更行為完了予定日	20●● 年 ● 月 ● 日		
変更の内容等	裏面のとおり		
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

- 備考 1 ※印の欄は記入しないでください。
2 条例施行規則別表第3に定める図書を添付してください。

(裏)

行為の種類	☒ 伐採 ☐ 移植	
行為の内容	伐採しようとする樹木の高さ及び規模	事後措置
	樹高15m	新たな高木の植栽
	移植しようとする樹木の高さ及び規模	事後措置
施工者	住所	宇多津町 ●● 番地
	氏名	●●造園(株) ●● ●●
現状変更を行おうとする理由	病虫害により衰退枯死し、倒木の恐れがあるため。	
他法令による地域、地区等その他必要事項	なし	

様式第 32 号（第 28 条関係）

景観重要樹木所有者変更届

年 月 日

宇多津町長

様

住所
届出者 氏名 印
電話

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

景観重要樹木の所有者を変更したので、景観法第 43 条の規定により次のとおり届け出します。

指定番号	第 ●● 号	
指定年月日	20●● 年 ● 月 ● 日	
名称（樹種）	クスノキ	
所在地	宇多津町 ●● 番地	
旧所有者	住所	宇多津町 ●● 番地
	氏名	宇多津 太郎
	連絡先	●-●-●
新所有者	住所	宇多津町 ●● 番地
	氏名	宇多津 花子
	連絡先	●-●-●
所有者変更年月日	20●● 年 ● 月 ● 日	
添付図書	✓ 所有者の変更を証する書類	
備考		

様式第 33 号（第 29 条関係）

景観重要樹木現状報告書

年 月 日

宇多津町長

様

報告者 住所
氏名
電話

印

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

景観法第 45 条の規定による景観重要樹木の現状の報告について、次のとおり提出します。

名称（樹種）	クスノキ		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
所有者	住所	宇多津町 ●● 番地	
	氏名	宇多津 太郎	
報告事項	特になし		
備考			
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 34 号（第 30 条関係）

都市景観に関する市民団体認定申請書

年 月 日

宇多津町長

様

申請者 住所
氏名
電話

印

宇多津町景観条例第 28 条の規定による都市景観の形成に関する市民団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の名称	NPO法人 宇多津会		
所在地	宇多津町 ●● 番地		
代表者	住所	宇多津町 ●● 番地	
	氏名	宇多津 太郎	
構成員数 (うち、町内に住所を有する者)	30 人 (25 人)		
活動地域	宇多津町		
活動内容	まちづくり		
添付図書	☒ 規約等 ☒ 活動地域を示す図書 ☒ 活動の実績を証する書面 ☐ その他町長が必要と認めるもの		
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 36 号（第 31 条関係）

年 月 日

宇多津町長

様

団体の名称
申請者 代 表 者
所 在 地
電 話

印

都市景観に関する市民団体認定更新申請書

宇多津町景観条例第 28 条の規定による市民団体の認定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

認定年月日	20●●年 ●月 ●日		
認定番号	●● 号		
構成員数（うち、町内に住所を有する者）	30 人 （ 25 人）		
添付図書	☒ 規約等 ☒ 活動地域を示す図書 ☒ 活動の実績を証する書面 ☐ その他町長が必要と認めるもの		
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄

備考 ※印の欄は記入しないでください。

チェックシート 1 (景観形成重点区域以外の景観計画区域)

(表)

1) **建築物** 工作物

共通	☒ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ☒ 行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然の保全に配慮すること。 ☐ 優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。 ☐ 歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。 ☐ 尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。	
	具体の配慮事項	建築物の位置・規模、形態・意匠、色彩の設計において、周辺景観との調和に配慮した。 当該敷地に樹姿が優れた樹木があったため、これを敷地内で保全した。
位置・規模	☐ 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。	
	☒ 道路などの公共空間に敷地が接する場合には、境界付近のゆとりある空間の創出に配慮すること。	
形態・意匠	具体の配慮事項	建物を敷地奥に配置し、道路境界付近のゆとり空間を創出した。
	☒ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とすること。 ☐ 長大な壁面は、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。 ☒ 屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。	
色彩	具体の配慮事項	屋外設備を公共空間から見えない位置に配置した。
	☒ 基調色はできる限り彩度を抑えとともに、周辺景観と調和した色調とすること。 ☒ 屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。	
	具体の配慮事項	基調色の彩度を抑え、周辺景観との調和を図った。

(裏)

素材 ・ 緑化 など	☒ 周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。 ☒ 経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。 ☐ ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。 ☒ 敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。 ☒ できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。 ☒ 建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。 ☒ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ☒ 工事期間中は、周囲の緑化や仮囲いの修景など、周囲の道路からの遮蔽に努める。	
	具体の配慮事項	地域に根づいた素材を活用した。 道路境界に生垣を植栽した。
その他	特に留意した点	

備考 該当する項目の□内に✓印を付してください。

チェックシート 1（景観形成重点区域以外の景観計画区域）

2) **開発行為**、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

共通	☐ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ☒ 行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然の保全に配慮すること。 ☐ 優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。 ☐ 歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。 ☐ 尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとすること。	
	具体の配慮事項	樹姿が優れた樹木があったため、敷地内で保全を図った。
工法など	☐ 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。 ☒ 現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ☐ 法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ☒ 擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 ☐ 造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。	
	具体の配慮事項	現況地形を活かし、擁壁の規模を最小化した。 擁壁は、景観に配慮し、石積み擁壁とした。
その他	特に留意した点	

備考 該当する項目の□内に✓印を付してください。

チェックシート2（景観形成重点区域）

（表）

1) **建築物**、工作物

共通	☒ 地域の特徴を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ☐ 行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然がある場合には、できる限り形状を変えず保全すること。 ☐ 優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。 ☒ 歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。 ☐ 尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。	
	具体の配慮事項	街並みの連続性に配慮した形態・意匠、色彩とした。 歴史的建築物に隣接するため、建物をセットバックし、歴史的建築物に対する道路からの視野を確保した。
位置・規模	☐ 主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。	
	☒ 道路などの公共空間に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。ただし、調和のとれた街並みの連続性が尊重されている地域においては、道路側の壁面を揃えた位置とすることが望ましい。	
形態・意匠	具体の配慮事項	当地区は、境界線付近で壁面が揃っていることから、街並みと調和した和風の堀を隣接建物の壁面と揃えた。
	☐ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とすること。 ☐ 長大な壁面はできる限り避け、分節や陰影をつけるなど、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。 ☒ 外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺建築物との調和に配慮すること。 ☒ 壁面や屋根など、街並みの連続性やスカイラインの形成に配慮すること。 ☒ 屋根の形状（勾配など）、向き（妻入り、平入り）、素材などは、街並みの連続性を考慮したものとする。 ☒ 屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。やむを得ない場合は、周辺景観と調和するよう修景や目隠しなどの措置を施すこと。 ☐ 屋外広告物の設置はできる限り控えること。やむを得ない場合は、その規模を最小とし、建造物や周辺景観との調和に配慮した景観とすること。	
形態・意匠	具体の配慮事項	和風基調のデザインとし、高さを隣接建物と揃えた。 屋根形状についても、隣接建物に揃え、妻入りとした。 屋外設備は、公共空間に露出しない配置とした。

(裏)

色彩	☒ 基調色はできる限り彩度を抑えるとともに、周辺景観と調和した色調とすること。 ☐ アクセントとして鮮やかな色などを用いる場合は、できるだけ小さな面積とし、周辺景観を損なわないよう配慮すること。 ☐ 屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。 ☐ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及び周辺景観との調和に配慮すること。	
	具体の配慮事項 周辺景観との調和を図った基調色とし、彩度を抑えたものとした。	
素材・緑化など	☒ 周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。 ☒ 経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。 ☐ ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。 ☒ 敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。 ☐ 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、その保全に努めるとともに、積極的に修景に活かすこと。 ☐ できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。 ☐ 建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。 ☒ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ☒ 地域特性に応じた色温度とし、あかりの統一感の創出に努めること。 ☒ 工事期間中は、周囲の緑化や仮囲いの修景など、周囲の道路からの遮蔽に努める。	
	具体の配慮事項 地域に根づいた素材を活用した。 道路境界に生垣を設置した。	
その他	特に留意した点	

備考 該当する項目の□内に✓印を付してください。

チェックシート2（景観形成重点区域）

2) **開発行為** 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

共通	☐ 地域特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 ☒ 行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然がある場合には、できる限り形状を変えず保全すること。 ☐ 優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。 ☐ 歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。 ☐ 尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとすること。	
	具体の配慮事項 樹姿が優れた樹木があったため、敷地内で保全を図った。	
工法など	☐ 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。 ☒ 現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ☐ 法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ☒ 擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 ☐ 造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。	
	具体の配慮事項 現況地形を活かし、擁壁の規模を最小化した。 擁壁は、景観に配慮し、石積み擁壁とした。	
その他	特に留意した点	

備考 該当する項目の□内に✓印を付してください。

Ⅱ 宇多津町景観条例

Ⅱ―1. 宇多津町景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 景観計画（第7条―第11条）
- 第3章 行為の届出等（第12条―第21条）
- 第4章 景観重要建造物等（第22条―第27条）
- 第5章 都市景観の形成に関する市民団体（第28条）
- 第6章 表彰、助成等（第29条・第30条）
- 第7章 都市景観審議会（第31条―第35条）
- 第8章 雑則（第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、魅力ある景観づくりを推進するため、宇多津町（以下「町」という。）、事業者及び町民の責務を明らかにし、都市景観を形成する行為に関する協議その他必要な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく事項を定めることにより、地域の個性が融和した質の高い都市の実現を図り、もって宇多津らしい魅力的な都市景観が町民の財産として将来にわたり共有され、町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 地域の個性を活かしつつ、宇多津が有する美しい景観を守り、調和させ、又は創造することという。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のもので、規則で定めるものをいう。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人又はその他の団体という。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例の用語の意義は、法及び景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）の例による。

（町の責務）

- 第3条 町は、都市景観の形成を図るため、必要な施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。
- 2 町は、前項に規定する施策の策定及び実施に際しては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 町は、公共施設等の整備を行う場合には、都市景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければ

ならない。

- 4 町は、町民及び事業者が進んで都市景観の形成に寄与するよう意識の高揚及び知識の普及を図るための必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動等に関し、地域の個性との調和に配慮して、専門的知識及び経験等を活かし、積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めるとともに、町が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、自ら所有し、又は管理する建築物又は工作物等が都市景観の一部を構成するものであることを理解し、積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めるとともに、町が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（財産権の尊重等）

第6条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 景観計画

（景観計画）

第7条 町長は、都市景観の形成を図るための基本的かつ総合的な計画として法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 町長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、町民及び事業者の意見を聴く機会を設けるとともに、第31条に規定する宇多津町都市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、規則で定める軽微な変更については、適用しない。

- 4 景観計画に定める景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）内において、建築物の建築、工作物の設置、開発行為等を行うものは、景観計画に適合するよう努めなければならない。

（重点的に都市景観の形成を図る区域）

第8条 町長は、景観計画区域のうち、都市景観の形成が特に必要と認める区域を景観形成重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

- 2 町長は、重点区域においては、他の区域と区分して次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 位置及び区域
- (3) 法第8条第2項第2号に規定する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 町長は、重点区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域の住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとと

もに、景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 町長は、重点区域を指定したときは、規則で定めるところにより、これを告示しなければならない。
- 5 前3項の規定は、重点区域の変更について準用する。

（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第9条 政令第7条ただし書の規定により条例で定める規模は、法第81条第1項の景観協定の目的となる土地の区域に限り0.1ヘクタールとする。

（景観計画の提案団体）

第10条 法第11条第2項の規定により条例で定める団体は、規則で定めるところにより、景観計画の提案団体として町長が認定する団体とする。

（景観計画の提案に対する措置）

第11条 町長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

（事前協議）

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下「法定届出」という。）を行わなければならない者は、その届出に係る行為が規則で定める行為に該当するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出の内容について町長と協議しなければならない。

（条例で定める届出行為等）

第13条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更に係る行為（以下「土地の形質変更行為」という。）とする。

- 2 前項の行為に係る法第16条第1項に規定する条例で定める届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、完了予定日並びに行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した届出書に第17条第2項に規定する図書を添付して行うものとする。
- 3 第1項の行為に係る法第16条第2項の規定により届け出なければならない事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（届出の適用除外）

第14条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観計画区域（重点区域を除く。）内において行う別表第1に掲げる行為
- (2) 重点区域内において行う別表第2に掲げる行為

（届出適用除外行為の景観計画への適合）

第15条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に定める良好な

景観形成のための行為の制限に関する事項に適合するよう努めなければならない。

（行為の届出）

第16条 法定届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

（条例で定める行為の届出書に添付する図書）

第17条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、建築物、工作物、開発行為を道路その他の公共の場所から見た景観を示す図書その他の規則で定める図書とする。

- 2 第13条の土地の形質変更行為の届出書に添付する図書は、当該行為の内容を示す図書その他の規則で定める図書とする。

（行為の完了等の届出）

第18条 法定届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

- 2 法定届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

（届出に対する助言及び指導）

第19条 町長は、法定届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定める良好な景観形成のための行為の制限に関する事項に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該行為に関し必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

- 2 町長は、前項に規定する助言又は指導をするに当たって、必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。

（勧告）

第20条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

（公表）

第21条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その公表の対象となる者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 景観重要建造物等

（景観重要建造物の指定等）

第22条 町長は、都市景観の形成に重要な価値があると認める建築物を、法第19条の規定に基づき、景観重要建造物（以下「重要建造物」という。）として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くとも

に、規則で定めるところにより、所有者の同意を得なければならない。

3 町長は、第1項の規定による指定をしたときは、これを告示するとともに、法第21条第1項の規定による通知を規則で定めるところにより行うものとする。

4 町長は、重要建造物の所有者及び管理者に対して、適切な管理を助言し、又は指導することができる。

（指定の解除）

第23条 町長は、重要建造物が滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったと認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、重要建造物の指定を解除するものとする。

2 町長は、重要建造物が文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他法令（条例等を含む。）の規定により文化財等に指定されたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該重要建造物の指定を解除するものとする。

（現状変更の規制等）

第24条 重要建造物の現状の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為若しくは軽易な行為又は災害等のため必要な応急措置として行う行為で、都市景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為により重要建造物の都市景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、その申請をした者に対し必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

（景観重要樹木の指定等）

第25条 町長は、都市景観の形成に重要な役割を果たしているとする樹木を、法第28条の規定により、景観重要樹木（以下「重要樹木」という。）として指定することができる。

2 第22条第2項及び第3項の規定は、重要樹木の指定について準用する。この場合において、同条第3項中「法第21条第1項の規定による通知」とあるのは、「法第30条第1項の規定による通知」と読み替えるものとする。

3 町長は、重要樹木の所有者及び管理者に対して、適切な管理を助言し、又は指導することができる。

（指定の解除）

第26条 町長は、重要樹木が滅失、枯死等により都市景観の形成上の価値を失ったと認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、重要樹木の指定を解除することができる。

2 第23条第2項の規定は、重要樹木の指定の解除について準用する。

（現状変更の規制等）

第27条 重要樹木の現状の変更をし、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為若しくは軽易な行為又は災害等のため必要な応急措置として行う行為で、重要樹木の保存に影響を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、重要樹木の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その申請をした者に対し必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

第5章 都市景観の形成に関する市民団体

第28条 町長は、都市景観の形成に関することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものを都市景観の形成に関する市民団体として認定することができる。

第6章 表彰、助成等

（表彰）

第29条 町長は、都市景観の形成に著しく寄与すると認められる建築物、工作物その他の地物について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 町長は、都市景観の形成に関する活動を推進しているもの又は都市景観の形成に著しく貢献しているもの等を表彰することができる。

（都市景観の形成に係る助成等）

第30条 町長は、都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為を行うものに対して、必要な技術的援助又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。

第7章 都市景観審議会

（都市景観審議会の設置）

第31条 都市景観の形成に関する事項を調査審議するため、宇多津町都市景観審議会を置く。

2 景観審議会は、この条例に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する重要事項について調査審議して答申する。

（組織）

第32条 景観審議会の委員の定数は、規則で定める。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 都市景観の形成に関する学識経験を有する者
- (2) その他町長が適当と認める者

3 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、その調査審議

の期間に限り、臨時委員若干人を置くことができる。

（委員の任期）

第33条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第34条 景観審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、景観審議会を代表し、会務を総理する。

（景観審議会の運営）

第35条 この章に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年7月31日までに着手する行為又は着手した行為に係る第14条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「掲げる行為」とあるのは、「掲げる行為及び平成24年7月31日までに着手する行為又は着手した行為」とする。

別表第1 届出を要しない行為（重点区域を除く景観計画区域）（第14条関係）

行為の種類		行為の規模
法第16条第1項第1号による届出行為（建築物）	新築・移転	高さが13m以下、かつ、建築面積が1,000㎡以下のもの
	増築・改築	行為後の高さが13m以下、かつ、行為後の建築面積が1,000㎡以下のもの又は当該部分の面積の合計が10㎡以下のもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	上記の規模に該当するもの又は当該変更にかかる部分の面積の合計が外観面積の2分の1以下のもの
法第16条第1項第2号による届出行為（工作物）	新築・増築・改築・移転	1) 電線、索道用架線その他これらに類するもの（当該工作物の支持物を含む。）
		2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
		3) 鉄柱、木柱その他これらに類するもの（1)の工作物の支持物を除く。）
		4) 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの
		5) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
		6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
		7) 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
		8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
		9) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設
		10) 自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの
		11) 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
		12) 銅像、記念碑その他これらに類するもの
		13) 塀、さく、垣（生け垣を除く。）擁壁その他これらに類するもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	上記の規模に該当するもの又は当該変更にかかる部分の面積の合計が外観面積の2分の1以下のもの
法第16条第1項第3号による届出行為（開発行為）		面積が1,000㎡以下かつ行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さが5m以下のもの又は面積が1,000㎡以下かつ行為に伴い生じる法面又は擁壁の長さが10m以下のもの
法第16条第1項第4号による届出行為（第13条の土地の形質変更行為）		

別表第2 届出を要しない行為（重点区域）（第14条関係）

行為の種類		行為の規模
法第16条第1項第1号による届出行為（建築物）	新築・増築・改築・移転	建築面積（増改築の場合にあつては、当該部分の面積の合計）が10㎡以下のもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	上記の規模に該当するもの又は当該変更にかかる部分の面積の合計が外観面積の2分の1以下のもの
法第16条第1項第2号による届出行為（工作物）	新築・増築・改築・移転	1) 電線、索道用架線その他これらに類するもの（当該工作物の支持物を含む。）
		2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
		3) 鉄柱、木柱その他これらに類するもの（1)の工作物の支持物を除く。）
		4) 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの
		5) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
		6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
		7) 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
		8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
		9) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設
		10) 自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの
		11) 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
		12) 銅像、記念碑その他これらに類するもの
		13) 塀、さく、垣（生け垣を除く。）擁壁その他これらに類するもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	上記の規模に該当するもの又は当該変更にかかる部分の面積の合計が外観面積の2分の1以下のもの
法第16条第1項第3号による届出行為（開発行為）		面積が1,000㎡以下かつ行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さが2m以下のもの又は面積が1,000㎡以下かつ行為に伴い生じる法面又は擁壁の長さが10m以下のもの
法第16条第1項第4号による届出行為（第13条の土地の形質変更行為）		面積が1,000㎡以下かつ行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さが2m以下のもの又は面積が1,000㎡以下かつ行為に伴い生じる法面又は擁壁の長さが10m以下のもの

Ⅱ-2. 宇多津町景観条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇多津町景観条例（平成23年条例第13号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 電線、索道用架線その他これらに類するもの（当該工作物の支持物を含む。）
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 鉄柱、木柱その他これらに類するもの（第1号の工作物の支持物を除く。）
- (4) 広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
- (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (9) 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設
- (10) 自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの
- (11) 污水处理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
- (12) 銅像、記念碑その他これらに類するもの
- (13) 塀、柵、垣（生け垣を除く。）擁壁その他これらに類するもの

（景観計画の軽微な変更）

第3条 条例第7条第3項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 法令の改正等に伴い用字又は用語の修正をすることその他形式的な変更
- (2) 景観計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更

（景観形成重点区域の告示）

第4条 条例第8条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 位置及び区域
- (2) 指定又は変更の年月日
- (3) 縦覧の場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（景観計画の提案団体の要件）

第5条 条例第10条に規定する景観計画の提案団体（以下「提案団体」という。）は、まちづくりの推進を図る

活動を行う団体として、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 当該団体の構成員は、半数以上が町民であること。
- (2) 当該団体の活動が、景観計画の提案に有効と認められるものであること。
- (3) 当該団体の活動が、町民その他の利害関係者の所有権その他財産権を不当に制限するものでないこと。

2 条例第10条の規定による町長の認定を受けようとするものは、景観計画提案団体認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる図書を添付して申請するものとする。

- (1) 規約等
- (2) 活動地域を示す図書
- (3) 活動の実績を証する書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（認定の決定）

第6条 町長は、前条第2項の規定による認定申請があったときは、速やかに、当該認定の適否を決定し、景観計画提案団体審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 提案団体の認定期間は、当該認定をした日から5年とする。

3 提案団体の認定の更新を受けようとするときは、前項に規定する認定期間満了の日の1月前までに景観計画提案団体認定更新申請書（様式第3号）に前条第2項各号に掲げる図書を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

（認定の取消）

第7条 町長は、条例第10条の規定による認定をした提案団体が第5条第1項各号のいずれかに該当しなくなかったと認めるとき、又は提案団体として適当でなくなかったと認めるときは、速やかにその認定を取り消すものとし、景観計画提案団体認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（景観計画の提案等）

第8条 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）第5条の提案は、景観計画提案書（様式第5号）に同条に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画提案不採用通知書（様式第6号）により行うものとする。

（事前協議）

第9条 条例第12条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物 高さが13mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
- (2) 工作物 高さが13mを超える（建築物と一体と

なって設置される場合にあっては、高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超える。)もの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの

- 2 条例第12条の規定による事前協議は、条例第16条に規定する届出を行う30日前までに当該行為の内容を示す書面及び図書を提出して行うものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第10条 条例第16条の届出は、景観計画区域内行為届出書(様式第7号)又は景観計画区域内変更行為届出書(様式第8号)を町長に提出し行うものとする。

- 2 前項の届出書には、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書並びに条例第17条第1項及び第2項に規定する規則で定める図書として、別表第1に掲げる図書その他町長が必要と認める図書を添付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、同項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第11条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(様式第9号)に必要な図書を添付して行うものとする。

(適合通知等)

第12条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定める良好な景観形成のための行為の制限に関する事項に適合すると認めるときは、行為制限適合通知書(様式第10号)により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による通知をしたときの法第18条第1項に規定する行為の着手制限は、当該通知の日まで短縮するものとする。

(行為の完了等の届出)

第13条 条例第18条第1項の規定による行為の完了の届出は、景観計画区域内行為完了届(様式第11号)に当該届出に係る行為の完了後の状況がわかる写真を添付して行うものとする。

- 2 条例第18条第2項の規定による行為の中止の届出は、景観計画区域内行為中止届(様式第12号)により行うものとする。

(勧告)

第14条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書(様式第13号)により行うものとする。

(公表の方法)

第15条 条例第21条第1項の規定による公表は、宇多津町公告式条例(昭和29年条例第330号)に定める掲示場への掲示その他町長が適当と認め

る方法により行うものとする。

(景観重要建造物の指定)

第16条 条例第22条第2項の規定による所有者の同意は、景観重要建造物指定同意書(様式第14号)により行うものとする。

- 2 条例第22条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 所有者の氏名
- (2) 省令第8条第1項に掲げる事項

- 3 条例第22条第3項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(景観重要建造物の標識)

第17条 法第21条第2項の規定により設置する景観重要建造物の標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) その他町長が必要と認める事項

(景観重要建造物の指定の提案等)

第18条 法第20条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の提案は、景観重要建造物指定提案書(様式第16号)により行うものとする。

- 2 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物指定提案不採用通知書(様式第17号)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定解除通知)

第19条 町長は、条例第23条の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、景観重要建造物指定解除通知書(様式第18号)により、その所有者に通知するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可等)

第20条 条例第24条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更行為許可申請書(様式第19号)を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、別表第2に定める図書を添付するものとする。

- 3 町長は、第1項の申請があったときは、その申請に係る行為の適否を決定し、景観重要建造物現状変更行為許可通知書(様式第20号)又は景観重要建造物現状変更行為不許可通知書(様式第21号)により通知するものとする。

(景観重要建造物の所有者変更届)

第21条 法第43条の規定による景観重要建造物の所有者の変更の届出は、景観重要建造物所有者変更届(様式第22号)に当該所有者の変更を証する書面を添えて行うものとする。

(景観重要建造物の現状報告)

第22条 法第45条の規定による景観重要建造物の現状の報告は、景観重要建造物現状報告書(様式第23号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定)

第23条 条例第25条第2項において準用する条例第22条第2項の規定による所有者の同意は、景観重要樹木指定同意書（様式第24号）により行うものとする。

2 条例第25条第2項において準用する条例第22条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 所有者の氏名
- (2) 省令第13条に掲げる事項

3 条例第25条第2項において準用する条例第22条第3項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第25号）により行うものとする。

（景観重要樹木の標識）

第24条 法第30条第2項の規定により設置する景観重要樹木の標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) その他町長が必要と認める事項

（景観重要樹木の指定の提案等）

第25条 法第29条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第26号）により行うものとする。

2 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木指定提案不採用通知書（様式第27号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定解除通知）

第26条 町長は、条例第26条の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、景観重要樹木指定解除通知書（様式第28号）により、その所有者に通知するものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可等）

第27条 条例第27条第1項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更行為許可申請書（様式第29号）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、別表第3に定める図書を添付するものとする。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その申請に係る行為の適否を決定し、景観重要樹木現状変更行為許可通知書（様式第30号）又は景観重要樹木現状変更行為不許可通知書（様式第31号）により通知するものとする。

（景観重要樹木の所有者変更届）

第28条 法第43条の規定による景観重要樹木の所有者の変更の届出は、景観重要樹木所有者変更届（様式第32号）に当該所有者の変更を証する書面を添えて行うものとする。

（景観重要建樹木の現状報告）

第29条 法第45条の規定による景観重要樹木の現状の報告は、景観重要樹木現状報告書（様式第33号）により行うものとする。

（都市景観形成に関する市民団体）

第30条 条例第28条に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 当該団体の構成員は、半数以上が町民であること。
- (2) 当該団体の活動が、都市景観の形成に有効と認められるものであること。
- (3) 当該団体の活動が、町民その他の利害関係者の所有権その他財産権を不当に制限するものでないこと。

2 条例第28条の規定による認定を受けようとするものは、都市景観に関する市民団体認定申請書（様式第34号）に、次に掲げる図書を添付して申請するものとする。

- (1) 規約等
- (2) 活動地域を示す図書
- (3) 活動の実績を証する書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（認定の決定）

第31条 町長は、前条第2項の規定による認定申請があった場合は、速やかに、当該認定の適否を決定し、都市景観に関する市民団体審査結果通知書（様式第35号）により通知するものとする。

2 市民団体の認定期間は、当該認定をした日から5年とする。

3 市民団体の認定の更新を受けようとするときは、前項に規定する認定期間満了の日の1月前までに都市景観に関する市民団体認定更新申請書（様式第36号）に前条第2項各号に掲げる図書を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

（認定の取消し）

第32条 町長は、条例第28条の規定による認定をした市民団体が第30条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は市民団体として適当でなくなったと認めるときは、速やかにその認定を取り消すものとし、都市景観に関する市民団体認定取消通知書（様式第37号）により通知するものとする。

（都市景観審議会委員の定数）

第33条 条例第32条第1項の規定による宇多津町都市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の委員の定数は、10人以内とする。

（景観審議会の運営等）

第34条 条例第35条に規定する景観審議会の運営に関し規則で定める事項は次のとおりとする。

- 2 景観審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

- 4 景観審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 景観審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、景観審議会の開催にあたり必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 7 景観審議会の庶務は、建設課において処理する。
- 8 景観審議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第35条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

別表

別表第1 行為届出書の添付図書（第10条関係）

図書	新築、増築、改築、移転		外観の変更をすることとなる修繕・模様替・色彩の変更		開発行為、土地の形質変更行為
	建築物	工作物	建築物	工作物	
1) 委任状(届出事務を事業者以外が行う場合)	○	○	○	○	○
2) 景観形成基準適合チェックシート	○	○	○	○	○
3) 付近見取り図(縮尺 1/2,500 以上) ・方位、行為地、周辺の状況がわかるもの	○	○	○	○	○
4) 現況カラー写真 ・敷地及び敷地周辺の状況がわかるもの	○	○	○	○	○
5) 配置図・土地利用計画図(縮尺 1/100 程度) ・敷地境界、建物等の位置、鉛直投影立面積が最大となる方向 ・行為前後の土地の形状・高さ、隣地との高さの関係がわかるもの	○	○	○	○	○
6) 断面図(縮尺 1/100 程度) ・行為地の縦横断面図 ・行為前後の高さ、隣地との高さの関係がわかるもの	○	○			○
7) 隣接する公共空間から正対する方向の着色姿図(縮尺 1/50 程度) ・建築物・工作物の状況、各部の仕上げ、露出する建築設備の状況がわかるもの ・鉛直投影立面積の求積図及び算定式	○	○	○	○	
8) 外構平面図(縮尺 1/100 程度) ・フェンス、門、柵、塀、舗装、植栽など外構施設の仕上げ・色彩がわかるもの	○	○			
9) 植栽計画図(縮尺 1/100 程度) ・保存する木竹、移植する木竹、新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、木竹名を記載 ・樹高、数量、規格などを凡例と共に表示					○
10) 完成予想図 ・道路その他の公共の場所から見た色彩パース等で、建築物及び工作物、周辺状況がわかるもの	○	○			

備考 行為の規模により上記の縮尺によりがたい場合は、その規模に応じて適切な縮尺の図面とする。

別表第2 景観重要建造物現状変更許可申請書の添付図書（第20条関係）

図書	
種類	表示すべき項目
位置図(縮尺 1/2,500 以上)	方位、行為地、周辺の状況
計画平面図(縮尺 1/100 程度)	敷地の境界、景観重要建造物等の位置、変更行為(変更前後の状況)
着色計画立面図(縮尺 1/50 程度)	変更行為(変更前後の状況)
現況カラー写真	変更行為をしようとする箇所
所有者の意見書	(所有者以外の申請の場合)

別表第3 景観重要樹木現状変更許可申請書の添付図書（第27条関係）

図書	
種類	表示すべき項目
位置図(縮尺 1/2,500 以上)	方位、行為地、周辺の状況
現況カラー写真	変更行為をしようとする箇所
その他、変更前後の状況がわかる資料	変更前後の状況
所有者の意見書	(所有者以外の申請の場合)

Ⅲ 景観法

最終改正：平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号

平成二十三年八月三十日法律第五号

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等（第八条—第十五条）

第二節 行為の規制等（第十六条—第十八条）

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等（第十九条—第二十七条）

第二款 景観重要樹木の指定等（第二十八条—第三十五条）

第三款 管理協定（第三十六条—第四十二条）

第四款 雑則（第四十三条—第四十六条）

第四節 景観重要公共施設の整備等（第四十七条—第五十四条）

第五節 景観農業振興地域整備計画等（第五十五条—第五十九条）

第六節 自然公園法の特例（第六十条）

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画（第六十一条）

第二款 建築物の形態意匠の制限（第六十二条—第七十一条）

第三款 工作物等の制限（第七十二条・第七十三条）

第二節 準景観地区（第七十四条・第七十五条）

第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限（第七十六条）

第四節 雑則（第七十七条—第八十条）

第四章 景観協定（第八十一条—第九十一条）

第五章 景観整備機構（第九十二条—第九十六条）

第六章 雑則（第九十七条—第一百条）

第七章 罰則（第一百一条—第一百八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（定義）

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項

及び第九十八条第一項において「指定都市」という。)の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。)の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務(同条において「景観行政事務」という。)を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

- 2 この法律において「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。
- 4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 5 この法律において「国立公園」とは自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。
- 6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 当該景観計画区域内の道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路、河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)による河川、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園、海岸保全区域等(海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。)に係る海岸、港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)による港湾、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)による漁港、自然公園法による公園事業(国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。)に係る施設その他政令で定める公共施設(以下「特定公共施設」と総称する。)であって、良好な景観の形成に重要なもの(以下「景観重要公共施設」という。)の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
- (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の許可の基準
- (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
- (4) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七條の四又は第三十七條の五の許可の基準
- (5) 港湾法第三十七條第一項の許可の基準
- (6) 漁港漁場整備法第三十九條第一項の許可の基準

二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可(政令で定める行為に係るものに限る。)の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの(当該景観計画区域内に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)

- 3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。
- 4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
 - 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
 - イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - 二 その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 10 第二項第四号二に掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号二に掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定める

ものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。

- 11 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

（策定の手続）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（特定公共施設の管理者による要請）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第四号ロ又はハ

に掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

- 2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

- 3 景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

（住民等による提案）

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明かなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

- 2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

- 3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

（計画提案に対する景観行政団体の判断等）

第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第十四条 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（景観協議会）

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 行為の規制等

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行

- 為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四

号ハ（１）から（６）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

- 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

（変更命令等）

- 第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする

者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（行為の着手の制限）

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

（景観重要建造物の指定）

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かななければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ

め、その全員の合意を得なければならない。

- 2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（現状変更の規制）

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

（原状回復命令等）

第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合において

は、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

第二十四条 景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（景観重要建造物の所有者の管理義務等）

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（指定の解除）

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款 景観重要樹木の指定等

（景観重要樹木の指定）

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

（景観重要樹木の指定の提案）

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものである

と認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（現状変更の規制）

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

（原状回復命令等についての準用）

第三十二条 第二十三条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第二項において準用する第二十二條第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三條第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 第二十四條の規定は、前条第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

（景観重要樹木の所有者の管理義務等）

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し

若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（指定の解除）

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第三款 管理協定

（管理協定の締結等）

第三十六条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建築物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建築物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建築物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

一 管理協定の目的となる景観重要建築物（以下「協定建築物」という。）又は管理協定の目的となる景観重要樹木（以下「協定樹木」という。）

二 協定建築物又は協定樹木の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 協定建築物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。

3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（管理協定の縦覧等）

第三十七条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第三項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を

公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

（管理協定の認可）

第三十八条 景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 管理協定の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（管理協定の公告）

第三十九条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

（管理協定の変更）

第四十条 第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

（管理協定の効力）

第四十一条 第三十九条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建築物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

（緑地管理機構の業務の特例）

第四十二条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構であって同法第六十九条第一号イの業務を行うもの（以下この節において「緑地管理機構」という。）は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二（１）に掲げる業務」とあるのは、「若しくは二（１）に掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。

3 第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条から前条までの規定は、前二項の規定により緑地管理機構が業務を行う場合について準用する。

第四款 雑則

（所有者の変更の場合の届出）

第四十三条 景観重要建築物又は景観重要樹木の所

有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

（台帳）

第四十四条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令（都市計画区域外の景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令・農林水産省令）で定める。

（報告の徴収）

第四十五条 景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状について報告を求めることができる。

（助言又は援助）

第四十六条 景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地管理機構に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第四節 景観重要公共施設の整備等

（景観重要公共施設の整備）

第四十七条 景観計画に第八条第二項第四号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例）

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（以下「景観重要道路」という。）に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画（景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。）に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。」、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

（道路法の特例）

第四十九条 景観計画に第八条第二項第四号ハ

（１）の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（１）の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

（河川法の規定による許可の特例）

第五十条 景観計画に第八条第二項第四号ハ（２）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条において「景観重要河川」という。）の河川区域（同法第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（２）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（都市公園法の規定による許可の特例等）

第五十一条 景観計画に第八条第二項第四号ハ（３）の許可の基準（都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園（以下この条において「景観重要都市公園」という。）における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者（同項に規定する公園管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（３）の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ（３）の許可の基準（都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（３）の許可の基準」とする。

（海岸法の特例等）

第五十二条 景観計画に第八条第二項第四号ハ（４）の許可の基準（海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及

ばすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（４）の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

- ２ 景観計画に第八条第二項第四号ハ（４）の許可の基準（海岸法第三十七条の四 又は第三十七条の五 の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域（同法第二条第二項 に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四 又は第三十七条の五 の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（４）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（港湾法 の特例）

第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号ハ（５）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法 による港湾についての同法第三十七条第二項 の規定の適用については、同項 中「又は第三条の三第九項 」とあるのは「若しくは第三条の三第九項 」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（５）の許可の基準に適合しないものである」とする。

（漁港漁場整備法 の特例）

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号ハ（６）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法 による漁港についての同法第三十九条第二項 及び第三項 の規定の適用については、同条第二項 中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ（６）の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

第五節 景観農業振興地域整備計画等

（景観農業振興地域整備計画）

第五十五条 市町村は、第八条第二項第四号二に掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和の

とれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地（同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

- ２ 景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観農業振興地域整備計画の区域
二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項

３ 景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

４ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項、第十条第二項、第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十一項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従って利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第四項中「（第十二項）とあるのは「（第九条後段及び第十二項）」と、「同条第二項」とあるのは「第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる

事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十二条第二項」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」と読み替えるものとする。

（土地利用についての勧告）

第五十六条 市町村長は、前条第二項第一号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従って利用されていない場合において、景観農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

（農地法の特例）

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）又は都道府県知事は、前条第二項の勧告に係る協議が調ったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、農地法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

2 前条第二項の勧告に係る協議が調ったことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十七条 本文並びに第十八条第一項 本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第五十八条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従った利用を確保するために」とする。

（市町村森林整備計画の変更）

第五十九条 市町村は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の六第二項 及び第三項 に規定する場合のほか、その区域内にある同法第五条第一項 の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適当と認める場合には、同法第十条の五第一項 の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、森林法第十条の六第三項 の規定によりしたもののみなす。

第六節 自然公園法の特例

第六十条 第八条第二項第四号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ホの許可の基準」とする。

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

第二款 建築物の形態意匠の制限

（建築物の形態意匠の制限）

第六十二条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

（計画の認定）

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等しようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等しようとする場合も、同様とする。

2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第二百条第三号において同じ。）は、することができない。

5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（違反建築物に対する措置）

第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、

当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（違反建築物の設計者等に対する措置）

第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第七項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

（国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例）

第六十六条 国又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。

2 景観地区内の建築物の建築等しようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当

該規定に適合するものと認めたときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第二項の通知に係る建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

（条例との関係）

第六十七条 第六十三条第二項及び前条第三項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（工事現場における認定の表示等）

第六十八条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

（適用の除外）

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 三 文化財保護法第百四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
- 四 第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの

2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。

- 一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分
- 二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
- 三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置）

第七十条 市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。

2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

（報告及び立入検査）

第七十一条 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三款 工作物等の制限

（工作物の形態意匠等の制限）

第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域（当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。）における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。）の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

2 前項前段の規定に基づく条例（以下「景観地区工作物制限条例」という。）で工作物の形態意匠の制限を定めたものには、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

3 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

（開発行為等の制限）

第七十三条 市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（次節において「開発行為」という。）その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすること

ができる。

2 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第二節 準景観地区**（準景観地区の指定）**

第七十四条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。

4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。

6 前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。

（準景観地区内における行為の規制）

第七十五条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。

2 市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。

3 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

第七十六条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地

区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

- 2 前項の規定による制限は、建築物等の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。
- 3 第一項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び第七十一条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 4 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 5 地区計画等形態意匠条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあっては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない旨を定めることができる。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

第四節 雑則

（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）

第七十七条 非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長

が指定するものの内においては、災害により破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この章の規定は、適用しない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの
 - 二 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が政令で定める規模以内のもの
 - 2 災害があった場合において建築等又は建設等若しくは設置をする停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。
 - 3 前二項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後三月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。
 - 4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
 - 5 市町村長は、第三項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- （国土交通大臣及び都道府県知事の勧告、助言又は援助）

第七十八条 市町村長は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、この章の規定の適用に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、市町村長に対し、この章の規定の適用に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（市町村長に対する指示等）

第七十九条 国土交通大臣は、市町村長がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 市町村長は、正当な理由がない限り、前項の規定により国土交通大臣が行った指示に従わなければならない。

3 国土交通大臣は、市町村長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

（書類の閲覧）

第八十条 市町村長は、第六十三条第一項の認定その他この章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分に関する書類であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

第四章 景観協定

（景観協定の締結等）

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）

二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

イ 建築物の形態意匠に関する基準

ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項

ト その他良好な景観の形成に関する事項

三 景観協定の有効期間

四 景観協定に違反した場合の措置

3 景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であって、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「景観協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る景観協定の縦覧等）

第八十二条 景観行政団体の長は、前条第四項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観協定について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。

（景観協定の認可）

第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号ロに掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。

3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（景観協定の変更）

第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければなら

ない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（景観協定区域からの除外）

第八十五条 景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

- 2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。

- 3 前二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 4 第八十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他景観行政団体の長が第一項又は第二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（景観協定の効力）

第八十六条 第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった景観協定は、その公告のあった後において当該景観協定区域内の土地所有者等となった者（当該景観協定について第八十一条第一項又は第八十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等）

第八十七条 景観協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地

として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該景観協定の効力が及ばないものは、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

- 2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 3 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、景観協定区域の一部となるものとする。

- 4 第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

- 5 景観協定は、第一項又は第二項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該景観協定について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の廃止）

第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第八十九条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

（一の所有者による景観協定の設定）

第九十条 景観計画区域内の一団の土地（第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一的所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。

3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

（借主等の地位）

第九十一条 景観協定に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

2 景観協定に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観協定については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章 景観整備機構

（指定）

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（機構の業務）

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。

三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。

六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

（機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例）

第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

（監督等）

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 雑則

（権限の委任）

第九十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任する

ことができる。

（市町村による景観行政事務の処理）

第九十八条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（政令への委任）

第九十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第一百条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第一百一条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者

四 第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第一百三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

五 第二十二條第一項又は第三十一條第一項の規定に違反して、行為をした者

六 第二十二條第三項（第三十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者

七 第二十三條第一項（第三十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

八 第六十八條の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第一百四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第一百五條 第二十六條又は第三十四條の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百六條 第四十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百七條 第四十三條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第一百八條 第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項若しくは第二項又は第七十六條第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年五月二八日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（景観法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の景観法第五十五条第四項において準用する旧農振法第十一条第一項（旧農振法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされた景観農業振興地域整備計画の策定又は変

更については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年七月二九日法律第八九号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年一二月二〇日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

附 則（平成二〇年五月二三日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二一年六月三日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月二四日法律第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三条の規定 公布の日

（政令への委任）

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一條、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第四十一條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百

五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百零二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第二百一十一條（都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三百三十九條の三、第四百一十一條の二及び第四百二十二條の改正規定に限る。）、第二百五條（公有地の拡大の

推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第二百二十八條（都市緑地法第二十条及び第三十九條の改正規定を除く。）、第三百一十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第四百四條及び第四百九條の二の改正規定に限る。）、第四百二十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第四百五十五條、第四百五十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第五百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第五百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。）、第五百五十七條、第五百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第六十五條（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。）、第六十九條、第七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、第七十四條、第七十八條、第八十二條（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第八十七條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二條（高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第一百條、第一百零二條、

第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七
条（地域における多様な主体の連携による生物の多
様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平
成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規
定に限る。）、第百十九条並びに第百二十三条第二項
の規定 平成二十四年四月一日

（景観法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条 この法律の施行前に第百五十八条の規定
による改正前の景観法第七条第七項の規定により
された公示で、この法律の施行の際現に効力を有す
るものは、第百五十八条の規定による改正後の景観
法第九十八条第三項の規定によりされた公示とみ
なす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規
定にあっては、当該規定。以下この条において同
じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によ
りなお従前の例によることとされる場合における
この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経
過措置を含む。）は、政令で定める。

